



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	カール・シュミットにおける民主主義論の成立過程 (3) : 第二帝政末期からヴァイマル共和政中期まで
Author(s)	松本, 彩花
Citation	北大法学論集, 69(2), 1-74
Issue Date	2018-07-31
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/71195
Type	departmental bulletin paper
File Information	lawreview_vol69no2_01.pdf



カール・シュミットにおける民主主義論の成立過程（三）

—— 第二帝政末期からヴァイマル共和政中期まで ——

松 本 彩 花

序論

目 次

- （一） 先行研究の概観と近年の研究動向
- （二） 本稿の目的とシュミット民主主義論に関する先行研究

(三) 本稿の研究視角と全体構成

第一章

シュトラスブルク大学時代におけるシュミット思想（一九一〇—一九一九年）

第一節

『国家の価値と個人の意義』における国家論

第二節

最初期シュミットにおける共同体と個人

第三節

法学方法論をめぐる一九一〇年代におけるシュミットとケルゼン

第二章

第一次世界大戦期に始まるシュミットの独裁論研究（一九一五—一九二二年）

第一節

独裁論の出発点としての戒厳状態論

第二節

第一次大戦直後のシュミットにおけるボダン論とホッブズ論

第三節

『独裁』成立の諸状況と委任独裁論の形成

第四節

『独裁』における主権独裁論——人民の意志についての考察

第五節

プロレタリア独裁評価をめぐるシュミットとケルゼン

第三章

シュミットの人民主権論批判（一九二二年）

第一節

『政治神学』における政治神学的方法

第二節

政治神学の由来——反革命国家哲学者からの影響

第三節

シュミットにおける政治神学的方法の継承と独自の展開

第四節

人民主権の成立過程をめぐるシュミットとケルゼン

第四章

シュミット民主主義論の展開（一九二三—一九二六年）

第一節

民主主義における人民の意志の同一性と同一化

第二節

民主主義における同質性

第三節

民主主義と政治的統一の関係——「政治的なものの概念」

第五章

シュミット民主主義論の新たな展開とその起源（一九二七年）

第一節

民主主義における人民と政務官の対立

第二節

民主主義論における喝采概念

（以上、六十八巻六号）

（以上、六十九巻一号）

第三節 民主主義論の変容——指導者と人民

（以上、本号）

第六章 『憲法論』におけるシュミット民主主義論の完成（一九二八年）
結び

※文献からの引用を示すために本文中で用いた略号については、六十八巻六号に記載した「引用について」を参照されたい。

第四章 民主主義論の展開

第一節 民主主義における人民の意志の同一性と同一化

本節では、『政治神学』（一九二二年）から『現代議会主義の精神史的地位』（初版、一九二三年。以下では議会主義論と略記する）へかけて、シュミットの民主主義観に変化が見出されることを確認し、その連続面と断絶面を把握することを試みる。

（一）議会主義論における民主主義理解——『政治神学』からの連続と断絶

『政治神学』からの連続——「同一性」としての民主主義理解

議会主義論においてシュミットは、周知の通り、民主主義を「治者と被治者の同一性」として、厳密には「一連の同一性」として定義する。彼によれば、「下されるすべての決定が決定する者自身に対してのみ妥当すべきである」ということが、

民主主義の本質である「(LP34)。「一連の同一性」の具体的な内容としてシュミットが列挙するのは、次のものである——「治者と被治者の同一性、支配者と被支配者の同一性、国家的権威の主体と客体の同一性、人民と議会における代表との同一性、国家とその都度投票する人民との同一性、国家と法律との同一性、量的なもの(数の点での多数あるいは全員一致)と質的なもの(法律の正しさ)との同一性」(LP35)。

「同一性」としての民主主義定義は、前年にシュミットが公刊した『政治神学』においてすでに示されていた。⁽¹⁾それによれば、「治者と被治者の同一性という民主主義的命題」を始めとする「同一性」思想こそが、超越性を喪失し、内在性に基づく民主主義思想が普及する十九世紀以来の特徴であるとされた(PT:44)。したがって、民主主義を「同一性」として把握する点で、両著作の間には連続性があると言える。

『政治神学』との断絶——人民主権および民主主義に対する評価の転換

ただし、人民主権および民主主義自体に対する評価の点で、両著作の間には断絶が存在する。すなわち、『政治神学』と議会主義論においては、人民主権に対する評価、そして人民主権の基礎をなす「民主主義的正統性」に対するシュミットの評価が全く異なっているのである。

『政治神学』においては、人民主権および民主主義は、本来の主権概念のメルクマルである人格主義的要素および決断主義的要素を欠き、アナーキズムに結びつく思想であるとされていた。シュミットによれば、主権者の複数性の特徴とする人民主権は、せいぜいのところ有機的統一しか果たすことができず、君主主権が達成した——シュミットが歴史的偉業として高く評価する——国家的統一を達成することはできない。それゆえにシュミットは、人民主権を批判し、人民主権および近代民主主義と対決した、十九世紀フランスおよびスペインの反革命国家哲学者に対するシンパシーを

示していた。

他方で、議会主義論においては、人民主権ないし民主主義に対する批判はなされず、「民主主義的正統性」についてむしろ積極的に論じられるのである。

人民主権および民主主義に対するシュミットの評価ないし姿勢のこうした転換について、従来の研究は十分に説得的な説明を行なっていない。⁽²⁾ そもそも、先行研究においては、シュミットにおける民主主義観の転換という問題は、注目されなかったと言える。例えば、H.クルパによる古典的研究においては、ヴァイマル期におけるシュミットの思想は一九二二年を転換点として「規範主義」から「決断主義」⁽³⁾へ移行したものとしてみ説明され、この間の民主主義に関する思想的变化は解明されなかった。

クルパによるシュミット思想の発展説に異を唱えたH.ホフマンは、一九二三年を転換点として、シュミットにおける「正統性」概念の内実が変化したと論じた。すなわち、絶対的価値としての「自然主義なき自然法」を想定し、これを実現することが国家権力の正統化原理であるとする「価値合理的正統性」思想（一九二二—一九二〇年）、およびこれを目的とする「目的合理的正統性」思想（一九二一—一九二二年）は一九二三年に放棄され、これ以降シュミットは「人民投票的正統性」の観念（一九二三—一九三三年）に依拠することになった、という。ここでは「政治的統一」における実存する意志、すなわち人民の「喝采」が正統化の根拠である。ホフマンによれば、一九二三年において「シュミットにとり残された、未だに信仰されるものとして妥当しうる正統性」、「唯一の正統性観念」は、「人民投票的正統性」であった。⁽⁴⁾ ホフマンは、この転換を次のように説明する。周知の通りシュミットは、議会主義を「意見の自由競争」、特に「議会における公開の討論から予定調和のうちに相対的真理が生じるといふ、整合的で包括的な形而上学的体系」⁽⁵⁾に基づくものとして説明した。そして本来であれば、「完結した合法性体系をもつ立法国家」の法思想は、「予定され前提された

法と法律の一致、正義と合法性の一致、訴訟と手続きの一致と調和」によって隔々まで支配されているはずである。しかしすでに、議会主義の精神的基礎である「公開性」と「討論」は機能せず、また「法と制定された法律との調和に対する信頼」、「法律概念における理性と正義との内容的関連」は失われている。ホフマンによれば、そこでシュミットは、合法性観念は機能主義化し、法と法律、合法性と正統性とは分離し、「合法的革命の危険性が浮上する」ことを認識するに至った。こうした現状分析に基づき、シュミットが当時依拠した正統性は「人民投票的正統性」しかなかったのだ、とホフマンは結論付ける。このようなホフマンの研究は、シュミットの各著作に見出される「正統性」概念の内実を明らかにし、その発展過程を記述してはいるが、シュミットにおける民主主義観それ自体の転換を十分に説明していない。

また、シュミットの伝記著者R・メーリングは、議会主義論における「治者と被治者の同一性」という民主主義観は、『独裁』（一九二一年）以来見出される「歴史哲学（Geschichtsphilosophie）」の延長線上において理解できると説明する。すなわちこれは、「政治的意志の形成過程」における「合理主義」から「非合理主義」への歴史的発展の帰結であると論じる。メーリングによれば、議会主義論においてシュミットは、「制度の究極的核心」を突き止めるために「精神的」方法を採用し、「議会主義の政治神学」を歴史的に描写した。⁽⁸⁾ 議会主義は「公開の討論、政治的真理に至る道程としての議論と公開性に対する「信仰」を形而上学的前提としている」。⁽⁹⁾ こうした形而上学を前提とする自由主義思想における意志形成を、メーリングは「相対的合理主義」的過程として把握する。他方で「創り出されるべき真の民主主義の名の下に、民主主義を一時棚上げする」独裁、すなわち『独裁』で示された主権独裁における意志形成を、そしてその事例としての「教育独裁」、「理性の独裁」における意志形成を「絶対的合理主義」的過程として捉える。⁽¹⁰⁾ その上で議会主義論において、まず「相対的合理主義」から「絶対的合理主義」への革命的揚棄⁽¹¹⁾、すなわち自由主義から主権独裁へ

の転換が確認された、という。さらに、人民の意志を「同一化」するという民主主義における意志形成、またG.ソレルのサンディカリズムやボルシェヴィズム独裁、イタリアファシズムにおいて見出される「神話」を利用する民主主義における意志形成を「非合理主義」的過程として捉え、同書において「合理主義から非合理主義への道程」「すなわち「自由主義から民主主義への道程」が確認された、という。この研究においては、「歴史哲学」における「合理主義」から「非合理主義」への発展として、シュミットの民主主義観の変容が説明されたが、どのようにして彼の民主主義観が変化したのか、その思想的背景を具体的かつ内在的に解明していない。

シュミットの民主主義観に対するマックス・ヴェーバーの影響

従来、シュミットの民主主義論は、マックス・ヴェーバーの人民投票的指導者民主政論の影響の下で形成されたと論じられてきた。ヴェーバーとシュミットの間接的関係については、論争を引き起こしたモムゼンの研究を始めとして、その継承関係が様々に論じられてきた。⁽¹⁴⁾ シュミットを「マックス・ヴェーバーの飲み込みの早い弟子 (gelehriger Schüler)」⁽¹⁵⁾ と評したモムゼンは、「両者の思想的連続関係は、合法性と正統性を対立的に捉える思考にあると論じた。モムゼンによれば、ヴェーバーはヴァイマル共和国を二つの相補完する正統性原理、すなわち議会主義的立法国家の憲法に基づく合法性と、カリスマ的指導者として人民により選出された大統領の正統性によって基礎付けようとした。他方でシュミットは、前者の正統性原理はもはや無力であり、正統性原理としての機能を果たさない、としてこれを排除し、後者の正統性原理を唯一妥当する正統性とした。モムゼンは、こうしたシュミットの議論は「ヴェーバーの議論にすでに暗黙裡に含まれていた合理的合法性とカリスマ的・人民投票的正統性の二元論を、さらに徹底して展開したものであった」⁽¹⁶⁾ と述べ、J. ヴィンケルマン等のヴェーバー研究者による批判を引き起こした。⁽¹⁷⁾ こうしてモムゼンは、ヴェー

バーの人民投票の指導者民主政およびライヒ大統領制構想がシュミットの民主主義論に継承されたのだ、と論じた。しかし、シュミット民主主義論の成立過程を踏まえた上で、両者の思想的関係を解明しようとする研究は、従来なされていなかった。⁽¹⁸⁾

(二) 議会主義論における民主主義的同一性概念

擬制としての「同一性」概念

シュミットにおける民主主義ないし人民主権に対する評価の転換は、端的に述べるならば、議会主義論において彼が新たに、民主主義的同一性概念に対して独自の分析を加え、人民主権論に対する解釈を変更したことから説明することができる。すなわち議会主義論においては、『政治神学』において内在性を特徴とする民主主義の定義として言及されたに過ぎなかった「同一性 (Identität)」概念の実質が論究の対象とされるのである。

シュミットによれば、現代国家においては多くの場合、「同一性」は現実的なものとして、すなわち量的な概念として捉えられている。すなわち今日では、「選挙権がより一層拡大され、普及する中で、ますます多くの人間に付与されているわけであるが、それは国家と人民との同一性を実現しようとする努力の兆候である。こうした努力の根底には、同一性を現実のものと (als wirklich) 仮定する諸前提についての特定の理解が存在する」(LP:35)。これに対してシュミットは、「そのような同一性はすべて、手に取ることのできるような現実ではなく、同一性に対する承認に基づいている (傍点は引用者による)」(ibid.) と述べる。すなわち、同一性概念は擬制に過ぎないことを指摘するのである。

「選挙権の拡張、被選期間の短縮、人民投票の導入と拡大、すなわち端的に直接民主主義の傾向あるいは制度として考えられるすべてのもの、そして上述した、同一性思想によって完全に支配されているものは、確かに一貫して民主主

義的ではあるが、しかし絶対的かつ直接的な、いかなる瞬間にも現実に存在する（in realitate presente）同一性に到達することは決してありえない。すなわち、現実に存在する人民が同一のものを意志し欲するという、人民の間の「現実の同等性」（Gleichheit）と同一化（Identifikation）の結果との間には、常に距離（Distanz）が存在し続けるのである（傍点は引用者による）（LP35f）。このようにシュミットは、同一性は現実には存在しないものであることを強調するのである。

本稿第一章で見たように、シュミットはファイヒンガーの著作に対する書評（一九一四年）において、擬制という法学的技術の学術的有用性を評価する一方で、擬制を通じて表象された事柄と実在としての現実の間には常に距離があることに留意すべきであると説いていた。議会主義論においてもシュミットは、同一性が擬制であることを認識し、「現実の同等性と同一化の結果との間には、常に距離が存在する」と指摘する。しかしこのとき彼は、「現実の同等性と同一化の結果との間」に「距離」が存在することそれ自体を批判の対象としては捉えない。むしろシュミットは、擬制により作り出された事柄と現実の間に「距離」が存在することを不可避的な事実として承認した上で、「同一化」こそが民主主義において本質的な問題であると主張するのである。「法学的にも政治的にも社会学的にも、現に同等なものが問題となっているのではなく、諸々の同一化（Identifikationen）が問題なのである」（LP35）。

すなわちシュミットは、擬制により作り出された「同一性」と現実の人民の間の「同等性」が一致することは不可能であり、その間には常に距離があることを明確に認識しつつ、その距離に対する批判的視座を欠いていると言える。そして、この「同一化」こそが「現実の同等性と同一化の結果」の間に存在する「距離」を隠蔽する機能を果たしていること、実際には人民は同一の事柄を欲するわけではなく、完全な「同等性」は存在しないという事実を隠蔽していることについて、彼はいかなる懸念をも示さないのである。

同一化と「人民の意志」の形成過程

こうした擬制としての同一性ないし同一化に対するシュミットの理解は、「人民の意志」についての彼独自の解釈へと直接に結びつくことになる。シュミットによれば、民主主義的同一性が承認される限り、政治的意志の決定過程において「票決に敗れた少数者が無視される」ことは、民主主義にとって本質的問題ではない。というのも、「票決に敗れた少数者の意志は、本当は多数者の意志と同一である」(I, 235) からである。すなわち多数者の意志に背反する意志が共同体において存在するとしても、このことは「理論上の、見せかけの困難であるに過ぎない。こうしたことは現実には、民主主義的論理において常に繰り返される同一性と、間もなく示すように、票決に敗れた少数者の意志は、本当は多数者の意志と同一であるという本質的に民主主義的な論拠に基づいているのである」(Ebd.)。そして、こうした民主主義的論理ないし思考はルソーの社会契約論のうちに典型的に示されているとして、次のように述べる。

「ルソーの社会契約論の中でよく引用される論述(第四篇二章八節)は、民主主義的思考にとり根本的なものであり、古い伝統にも適合している。こうした伝統は、ロックにおいても殆ど文字通り見出される。すなわち民主主義においては、市民はその意志に反する法律に対しても同意するということである。というのも、法律とは一般意志(volonté générale)であり、これが同様に、自由な市民の意志であるからである。それゆえに市民は本来、具体的な内容に承認を与えるのでは決してなく、抽象的に(in abstracto)結果に対して、すなわち投票の結果から生じる一般意志に対して承認を与えるのである。したがって市民は、この一般意志を認識する票の集計を可能にするためにだけに投票を行うのである。結果が個人の投票の内容と相違する場合には、票決に敗れた者は、自らが一般意志の内容について誤った認識を持っていたことを知るのである。ルソーは言う——「それは自己が誤っていたことを証明するに他ならないのであり、自己が一般意志であると考えたものが一般意志ではなかったというだけのことである。」(Ebd.)。

さらにシュミットは、一般意志は「真の自由 (wahre Freiheit)」に対応するものであるから、票決に敗れた者はそもそも自由ではなかったのだとルソーが述べている点に注目する。彼はこれを「ジャコバンの論理」と捉え、「真の自由」を根拠として少数者が多数者を支配することを正当化する可能性を示唆するものであると論じる (LP.35)。

先に見たように、シュミットにとって問題であったのは、現実の同等性と理想とされる同一性との不一致ではなく、いかに同一化がなされるかということであった。同様に、ここでシュミットが問題とするのは、現実存在する人民が実際に抱くであろう複数の多元的な意志と、投票の結果として多数者となった者の意志、すなわち「人民の意志」との間に不可避的に生じる乖離ないし距離ではない。むしろ、どのようにして「人民の意志」が形成されるかということが本質的問題であると論じる。「人民の意志は当然、常に人民の意志と同一である」。(LP.36)。

このようにシュミットは、同一性概念と同様に、「人民の意志」もまた擬制を通じて表象された概念であることを認識した上で、どのようにして人民の意志は形成されるかということ、より具体的には、誰が人民の意志を形成する手段を有するかということが民主主義にとっての本質的問題であると論じる。「すべては、いかにしてこの意志「人民の意志——引用者」を形成する (bilden) かということにかかっている」(Ebd.)。

シュミットによれば、民主主義的同一性が前提とされる今日において、政治闘争は自明のこととして、「同一化の手段」そして「人民の意志を形成する手段」をめぐるものである。すなわち、民主主義思想の普及により、「人民の意志」とのかの同一性は共通の前提となった。それゆえに、これは政治的関心の対象ではなくなり、闘争はただ同一化の手段をめぐるものとなった」(LP.38)。これは単に、人民の意志に対抗しうる君主がもはや存在せず、君主政の明証性が失われたという事実にのみ由来するわけではない。民主主義を肯定することは、あらゆる政治勢力に対して、将来何らかの手段を通じてこの同一性を達成する可能性、つまり自ら同一化の手段を掌握する可能性をもたらすことを意味する。

したがってあらゆる政治勢力は「同一性を否定する利害関心を持たず、むしろ反対に、これを確認することに利益を見出すのである」(Ebd.)。

(三) 人民主権論解釈の変容——国家的統一との関係

以上に見たように、シュミットは議会主義論初版で新たに、民主主義的同一性概念に対して独自の分析を行った。そして、人民の意志という擬制をいかに形成するかという「同一化」の問題として「治者と被治者の同一性」という民主主義の定義を捉え直したのである。こうした理論的作業により、シュミットの民主主義に対する姿勢は積極的なものと転じるのである。というのも、同一化を通じて人民の意志を形成することが民主主義の根本的問題であると捉えることにより、人民主権は国家的統一を達成しえないとする前著における認識が覆されたからである。

本稿第三章で確認したように、シュミットは『政治神学』において、人民主権および民主主義に対して否定的見解を表明していた。決断主義的要素および人格主義的要素をもたない人民主権は国家的統一を基礎づけられない、というのがその論拠であった。彼にとり、国家的統一のためには主権の存在が不可欠であり、主権者の意志は一つであらねばならなかった。すなわち主権とは、本来、決断主義的要素および人格主義的要素を属性とするものである。しかし、人民主権論における主権者の意志すなわち一般意志は、複数の主権者により構成されるため、「一般的なものという概念は、主体の点で量的規定をもつ」。それゆえに人民主権は君主主権の特徴である主権者の唯一性という特徴を欠き、「従来の主権概念における決断主義的要素、人格主義的要素」をもたない。したがって、人民主権が達成できるのはせいぜいのところ有機的統一であり、絶対君主政においてかつて達成された国家的統一を基礎づけられないというのがシュミットの結論であった。

しかしこうした認識は、議会主義論初版において覆される。シュミットによれば、現実に存在する人民の間には意志の完全な一致は存在しえず、したがって一致した人民の意志とは擬制概念である。ここでシュミットは議論を転換させ、むしろ民主政は「同一性に対する承認に基づく」と述べる。つまり同一性は「同一性に対する承認」に基づいて、「同一化」を通じて作り出されなければならない、そして同様に、人民の意志は形成されなければならないのだという。こうしてシュミットにおいて民主主義の本質的問題は、人民の意志形成の問題、すなわち「誰が人民の意志を形成する手段をもつか」という問いとなる。

こうして人民の意志は形成可能であり、同一化されるべき対象であると把握することにより、人民主権における主権者の意志は——君主主権における主権者の意志と同様に——唯一であると見做すことが可能となる。そして、主権者の意志の唯一性を想定することにより、人民主権もまた決断主義的要素および人格主義的要素を有しうる。こうした新たな認識に基づき、人民主権においても国家的統一を達成することが可能であると捉えるに至ったのである。

本稿がすでに確認したように、一九一〇年代以来、シュミットは国家的統一を重視していた。国家的統一と人民主権および民主主義の関係についての解釈が、『政治神学』と議会主義論初版の間で根本的に変化したことにより、彼は民主主義を肯定的に評価する立場へと転換したのである。

（四）民主主義と主権独裁——人民の意志の形成過程における民主主義の矛盾

先に確認したように、一般意志を「正しく」認識していなかった者は、真に自由ではなかった、したがって真の自由へと導かれなければならないとするルソーの論理を、シュミットは「ジャコバンの論理」と表現した。すなわち「自由への強制」という、ルソーの自由論における逆説と、フランス大革命期におけるロベスピエールを代表とするジャコバ

ン派の恐怖政治との思想的連関を指摘する。「こうしたジャコバンの論理により、周知のように、多数者に対する少数者の支配もまた、しかもまさに民主主義を引き合いに出すことで正当化されうるのである。そのときにも、法律と人民の意志との同一性の主張といった民主主義的原理の核心は維持され続ける。そして抽象的論理にとつては、人民の意志が全公民の絶対的に一致した意志（未成年者の意志も含めて）ではありえないならば、多数者の意志を人民の意志と同一化しようと、あるいは少数者の意志を人民の意志と同一化しようと、本来、全く相違はないのである」（LP.36）。

いかにして同一性が創出され、人民の意志は形成されるかという問題を、シュミットは民主主義に普遍的な問題として、そして古くから継承されてきたアポリアとして把握する。「非常に古くからある、人民の意志に関する教説、すなわち少数者が人民の真の意志を有することがありうるという説の論法は、未だに解明されていない。人民は欺かれうるし、プロパガンダ技術と世論操作については、長らく知られている。こうした論法は民主主義それ自体と同程度に古いものであり、決してルソーやジャコバン派とともに初めて始まったわけではないのである」（LP.36）。

例えばシュミットは、英国のピューリタン革命における水平派を念頭に置きつつ、すでに近代民主主義の初期においてこうした歴史的事例が見出されることを指摘する。すなわち、急進的な民主主義を標榜する者が自らを「人民の意志の真の代表者（Vertreter）」と見做すがゆえに、「非常に非民主主義的な排他性」が生じるという「顕著な矛盾」が生じたと述べる。「まず実際に、真の民主主義の代表者にのみ政治的権利が認められるやいなや、直ちに新たな貴族制が成立する」。これは「あらゆる革命において繰り返される古い社会学的現象」であり、ロシアにおける十月革命を俟たずとも、英国における水平派や、フランス二月革命における「昨日の共和派——今日の弾圧者」という現象に典型的に見出される（Ebd.）。

したがってシュミットは、民主主義を実現しようとする過程において、すなわち同一化を通じて人民の意志を形成す

る過程において、民主主義者が民主主義者であり続けることは不可能であると主張する。それゆえに「意志形成の問題において自らを廃棄するのが、民主主義の宿命であるように思われる」(L.P.S.)。「急進的民主主義者にとっては、民主主義それ自体が固有の価値を持っており、民主主義の助力によって行う政治的内容を顧慮することはない。しかし民主主義を除去するために民主主義が利用されるという危険が存在するならば、急進的民主主義者は多数者に抗してでも民主主義者であり続けるか、あるいは民主主義者であることを放棄するかを決しなければならぬ。民主主義がそれ自体に存する価値の内容をもつやいなや、人はいかなる犠牲を払ってでも（形式的な意味で）民主主義者であることはもはやできないのである」(Ebd.)。

以上の議論からシュミットは、人民ないし多数者が自ら民主主義を廃棄するという可能性や、そもそも人民が民主主義的に決定を行うことは不可能であるという限界を想定する。彼によれば、こうした事態を想定するならば、容易に「人民教育の古い綱領」が引き合いに出される。そして、「人民は正しい教育を通じて本来の意志を正しく認識し、正しく形成し、正しく表明するように導かれうる」という教育理論の首尾一貫した帰結は、「独裁」であると述べる。というのも、これが意味することは、教育者が自らの意志を人民の意志と同一化するということだからである。そして、この教育独裁を例にとり、「真の、第一に創出されるべき民主主義の名において行われる民主主義の停止」は民主主義と矛盾するものではないと主張するのである。

シュミットによれば、「真の、第一に創出されるべき民主主義の名において行われる民主主義の停止」は、「理論的には民主主義を廃棄しない。このことは、独裁が民主主義の対立物ではないということを示しているがゆえに注目値する。そのような独裁により支配されている移行期においても、民主主義的同一性が支配的でありうるし、人民の意志だけが基準でありうる。当然、同一化が、誰が人民の意志を形成する手段を恣にするかという実際の問題に関わるとい

ことが特別に顕著な仕方でも示される」(L.P.37)。

ここで教育独裁を例にとつて説明された「真の、第一に創出されるべき民主主義の名において行われる民主主義の停止」とは、『独裁』において詳細に論じられた、近代以降の新たな独裁としての「主権独裁」の特徴に他ならない。そもそも、先にみたジャコバン独裁における自由や徳の支配を掲げる支配は、『独裁』においては主権独裁の典型的事例とされていた。そして、ルソーの人民主権論は「自らを人民であると称し、人民と同一化する権利をもつ」者の「徳(Tugend)」の道徳的パトス」による支配を認めるがゆえに、「独裁の正当化に奉仕し、自由の専制のための図式を提供する」(DD:121)ものであると論じていた。つまり議會主義論において、民主主義における人民の意志形成の問題を論じる際に引き合いに出された諸事例は、『独裁』においては主権独裁の事例であつたのである。この点でシュミットは、「独裁は民主主義の対立物ではない」(L.P.37)、厳密には主権独裁は民主主義と矛盾しないと論じたと言える。

本稿第二章で確認した通り、『独裁』において主権独裁は、シュミットにより、人民の意志と同一化する者による、人民主権原理に基づく支配として定式化された。また、新たに創出されるべき政治体制ないし憲法が成立するまでの期間においてのみ時限的に現象すること、すなわち革命や内戦といった例外状態において起こりうる過渡期の現象であることが主権独裁の特徴であるとされていた。そして民主主義が確立する以前の段階においては、民主主義の名において主権独裁が行われること、したがって民主主義の確立期においては、人民主権原理に基づく主権独裁と民主主義は対立関係にはなかつたと論じられた。

当然、議會主義論で考察の対象とされているものは、民主主義が確立するまでの過渡期の現象ではなく、政治体制が定着したのちの平時における政治理論としての民主主義であるはずである。しかし、同一性概念や同一化、人民の意志形成についてのシュミットの議論に対する分析を通じて判明するものは、民主主義が主権独裁の論理によって説明され

ているということなのである。すなわち議会主義論においては、同一性概念への彼独自の分析を経て、『独裁』以来論じられてきた、「人民の意志と同一化する者による支配」という主権独裁の論理が民主主義論に適用されているのである。つまり、成立期の例外状況において現象した主権独裁が、通常時における民主主義の問題として形を変えて論じられているのである。そして、『政治神学』とは異なり、議会主義論では、民主主義と独裁、厳密には主権独裁は矛盾しないと断言するようになるのである。この点が、『政治神学』と議会主義論の間に見出される、シュミットの民主主義論の決定的な断絶である。

そこで次に問題となるのは、民主主義における人民と「自らを人民の意志と同一化する者」すなわち「人民の意志を形成する者」との関係はどのようなものかということである。次章で見える通り、『人民投票と人民請願』（一九二七年）において直接民主主義の限界を論じる中で、シュミットはこの問題に取り組むことになる。

（五）民主主義と委任独裁——一九二三年における共和国の危機とシュミット

以上に確認した通り、シュミットは議会主義論において民主主義と主権独裁は矛盾しないと論じた。彼が議会主義論を一九二三年五月に脱稿した後に、ヴァイマル共和国は同年九月から翌年二月にかけて未曾有の危機に直面することとなる。こうした政治的緊張の時期を経て、シュミットは次に、民主主義と委任独裁は矛盾しないと考えるに至るのである。すなわち、ヴァイマル憲法第四八条に規定された大統領緊急令を委任独裁制度として解釈し、この制度を通じて共和国を救うことを正当化するのである。

ルール占領に端を発する共和国の危機

一九二三年に、共和国は幾度も「破滅の淵に陥った」⁽²⁰⁾。その端緒となったのは、ドイツが第一次大戦の賠償を履行していないことを理由とした、フランスおよびベルギーの軍隊によるルール地方の占領であつた。これに対してドイツは、これらの占領国に対する賠償金の支払いを停止し、ルール地方の住民に「消極的抵抗」を呼びかけ、全公務員による占領軍への協力を禁止した。⁽²¹⁾ W. クーノを首班とする議会少数派内閣は、それまで社会民主党の寛容路線に支えられて議会審議を乗り切ってきたのであるが、この政策については議会で多数派の支持を獲得することができた。⁽²²⁾

しかし、こうした政策の帰結としてハイパー・インフレーションが加速し、ドイツの財政危機は悪化の一途を辿る。ドイツ側の政策により、フランスとベルギーは賠償の支払いを強制することができなかったが、そのために両占領国はルール地方の炭鉱とコークス工場を強制収容し、さらに鉄道を自国の管理下に置いたのである。⁽²³⁾ 外交政策および財政政策上の失策について非難を浴びたクーノ政権が退陣したのちに、シュトレゼマン内閣が成立する。その同年九月二十六日に、共和国政府およびライヒ大統領は、ルール地方における消極的抵抗の中止を宣言した。この時期以降、共和国は左右の急進勢力から攻撃を受け、存亡の危機に晒されるのである。

一方で共和国は、右翼勢力の牙城であつたバイエルンとの関係において政治的危機を迎える。すなわちバイエルン州政府は、ライヒ政府により宣言された消極的抵抗の禁止に異を唱え、同日中に例外状態(Ausnahmezustand)を布告したのである。これにより、州政府の執行権力はオーバーバイエルン政府大統領 G. R. v. カールに委譲されることとなった。これに對抗して、ライヒ側は大統領緊急令を発令する。この緊急令により、ライヒ全土に対して例外状態が布告され、全執行権力をライヒ国防相に移行すること、さらにライヒ国防相は執行権力を軍事命令権者に委譲することが可能となった。⁽²⁴⁾ なお、バイエルンではその前日の九月二五日に、「愛国主義的諸団体」の新たな上部組織として設立された「ドイツ闘争同盟」の議長として、ヒトラーが選出されていた。⁽²⁵⁾ 同年十一月八日には、「国民革命」を標榜するヒ

トラーがミュンヘンで一揆を企て、バイエルンの危機は頂点を迎える⁽²⁶⁾。共和国とバイエルン州の紛争が正式な解決を迎えたのは、翌年一九二四年二月一四日に両政府の間で協定が締結されるに至ったことであつた⁽²⁷⁾。

他方で共和国にとつてのもう一つの脅威は、中部ドイツを拠点とする急進左翼であつた。当時、ザクセン州とテューリンゲン州を中心に、共産主義者の勢力が増大していた。第三インター指導部は、ロシア十月革命をドイツで再現しようとする「ドイツの十月」計画を画策していた。コミンテルンの指令に基づき、ドイツ共産党は一九二三年十月にツァイクナーを首班とするザクセン州政府に参画し、財務相と経済相のポストを得ていた。また、テューリンゲン州においても同月に、社会民主党と共産党の連立内閣が成立し、共産党は経済相と法相のポストを得た。これに対して共産主義者による権力奪取を懸念した共和国政府は、ザクセンにおいて共産党の院内組織であるプロレタリア百人隊を禁止し、同年一〇月一六日にはザクセン警察をライヒ国防軍指揮下に組み込むことを決定した。これによりライヒ国防軍はザクセンを完全にその管理下に置いたのであるが、その際にいくつかの都市で銃撃戦が起き、死傷者が出た。十月二七日に共和国首相シュトレーゼマンは、共産党の政府閣僚を内閣から排除しようザクセン州政府首相に要求し、最後通牒を突きつける⁽²⁸⁾。ザクセン州がこれを拒否したことを受けて、共和国政府は翌日に「ライヒ執行（Reichsexekution）」を行う。すなわちライヒ大統領は、ヴァイマル憲法第四十八条に基づき、ザクセン州政府の閣僚を罷免し、他の者にその職務の遂行を委託する権限をライヒ首相に授権したのである⁽²⁹⁾。ライヒによる軍事的例外状態が撤廃されたのは、翌年の一九二四年二月二十八日に至つてからのことであつた⁽³⁰⁾。

ヴァイマル憲法第四十八条に対する解釈——委任独裁としての大統領緊急命令権

以上に見たように、共和国政府は、ヴァイマル憲法第四十八条に規定された大統領緊急令を利用して政治的危機

を克服しようとし、一九二四年二月末に漸くこれに成功する。第二回ドイツ国法学者協会大会において、第四八条に基づくライヒ大統領の独裁について報告することをシュミットが依頼されたのは、まさに共和国の危機的状況が収束に向かいつつある時期であった。シュミットの日記帳によれば、一九二四年二月四日に彼は、ドイツ国法学者協会の創設者であるハインリヒ・トリール⁽³¹⁾から速達郵便を受け取った(TB331, 513)。その書簡の内容は「私〔シュミット——引用者〕が国法学者大会(Staatsrechtslehrer Kongress)において報告をすべきである」(TB3311)というものであった。そして翌日、シュミットはトリールに電報を打ち、報告を引き受ける旨を伝える(Ebd.)。ただし、当初から彼がこの問題について報告する自信をもっていたわけではないということが、二月六日に彼が次のように記していることから窺うことができる——「どのようにしてイエナで報告を行うべきか、私にはわけが分からない。錯乱している。もはや仕事手がつかない。私は哀れなデイレクタントだ。ひどく自分を恥ずかしく思う。私には人生を掴み取る蹄がなく」(TB3312)。

こうしてシュミットは、イエナで開催されたドイツ国法学者協会大会に出席し、一九二四年四月一日に「ヴァイマル憲法第四八条に基づくライヒ大統領の独裁」と題して報告を行う。彼は第四八条第二項、すなわち「ドイツ国内において、公共の安全及び秩序に著しい障害が生じ、又はその虞れがあるときには、ライヒ大統領は、公共の安全及び秩序を回復させるために必要な措置をとることができ、必要な場合には、武装兵力を用いて介入することができる。この目的のために、ライヒ大統領は、一時的に第一一四条(「人身の自由」、第一一五条(「住居の不可侵」、第一一七条(「新書・郵便・電信電話の秘密」、第一一八条(「意見表明の自由」、第二二三条(「集会の権利」、第二二四条(「結社の権利」、及び第一五三条(「所有権の保障」)に定められている基本権の全部又は一部を停止することができる」⁽³²⁾」に対する次のような解釈を提示し、第四八条第二項に基づくライヒ大統領の権限および地位を説明する。

第四十八条第二項については、通常、リヒャルト・グラウの説に代表されるように、ライヒ大統領は第二文で列挙された基本権を無効化する以外の権限をもたないと解釈されてきた。シュミットによれば、それにより通説は「ライヒ大統領の権限を制限しようと試みている」⁽³³⁾。しかし、現実にはライヒ大統領およびライヒ政府がこの条項を運用する際には、同条項第二文で列挙された憲法条項以外の基本権をも侵害しており、またライヒ大統領ないし文民ないし軍人委員へ執行権を委譲するという現象が生じた。それゆえに同条項の運用状況は、通常の解釈が想定する制限の範囲内に留まっておらず、通常の解釈は不十分である⁽³⁴⁾。

そこでシュミットは、第四十八条第二項の文言に対する検討を通じて、そして憲法制定国民議会においてこの条項が成立した経緯を踏まえて、第四十八条第二項に基づくライヒ大統領の権限を明らかにしようと試みる。彼によれば、第四十八条第二項の本来の趣旨は「公共の安全と秩序の回復という目的のために、ライヒ大統領は、様々な措置をとることができ、かつ特定の基本権を停止することができる」⁽³⁵⁾という点にある。すなわち第一文に基づいてライヒ大統領はあらゆる必要な措置をとる一般的権限 (allgemeine Befugnis) を付与されると同時に、第二文で列挙された特定の諸基本権を無効化する特別権限 (Besondere Befugnis) をもちと解釈する⁽³⁶⁾。こうした解釈の論拠は、同条項の成立過程に対する把握によっても補強される。シュミットによれば、憲法制定国民議会において同条項について審議される過程で、第二項第二文において第一文でライヒ大統領に付与された一般的権限に対する全般的限定がなされていると考えた者はいなかった⁽³⁷⁾のである。したがって、第四十八条第二項第一文によって、ライヒ大統領に異例の「無制約の」権限が付与されるということが意識されていた。その際にライヒ大統領に権力が集中してしまうという虞は、大統領の緊急命令権の行使が大臣の副署を必要とすること、また第四十八条第三項の規定、すなわちライヒ大統領のといった諸措置が遅滞なくライヒ議会に報告され、議会の要求に基づいて効力が停止されるという規定によって解消されと考えられた⁽³⁸⁾。

ここでシュミットは、『独裁』におけると同様に、ライヒ大統領による緊急命令権の行使を委任独裁として捉える。ただし、次に見るように、彼は第四十八条第二項に基づくライヒ大統領の地位をアンヴィバレントなものとして理解している。というのも、第四十八条第二項第一文によってライヒ大統領には異例の「無制約の」権限が付与され、意図的にその権限が広範なものとされているからである。そのためにライヒ大統領の地位は、法的基礎に基づくわけではないとしても、「国民議会の主権独裁の残滓 (Residuum)」であるかのような印象を与えるのである⁽³⁹⁾。これに対して彼は、第四十八条第五項で予定された施行法の公布を通じて、ライヒ大統領の権限が限定されなければならないと論じる。ここで彼は、第一次大戦中の戒厳状態論研究において論究した、戒厳状態に関するフランスの「十九世紀における歴史的展開」に再び言及し、次のように述べる。「フランス革命以来、法的に組織された制度としての戒厳状態が成立し、委任独裁は法治国家的発展へと組み込まれる⁽⁴⁰⁾」。シュミットによれば、憲法制定国民議会において、第四十八条第五項に基づいてライヒ法律を公布すべきであると考えられたのは、法治国家的発展に適合した形で、ライヒ大統領の権限、すなわちライヒ大統領に「容認された諸権限や諸前提、例外状態の影響」を限定するためであった⁽⁴¹⁾。

ただしシュミットは、第四十八条第二項一文によってライヒ大統領に与えられた一般的権限には、それ自体として次の三点において限界があると論じる。この限界は、ライヒ大統領の権限が「憲法規定に基づく例外的権限」であること⁽⁴²⁾に由来する。第一に、何が公共の安全と秩序であるか、そして何がその脅威であるかと見做されるべきかということは、憲法と無関係に定められてはならない。第二に、第四十八条が含まれている組織の最小限のもの、すなわちライヒ大統領、ライヒ政府およびライヒ議会は、単なる事実的な例外措置により侵害されてはならない。第三に、ライヒ大統領の権限は措置としてのみ、すなわち個別行為ないし一般的命令として見做されなければならない。すなわちライヒ大統領の措置は、「異常であると考えられ、それゆえに除去されるべきである具体的事態」を顧慮して行われるものでなければな

らず、予測のつかない程の長期間にわたり効力をもつものであつてはならない。⁽⁴³⁾

同時代の国法学者による反応

シュミットとヤコービによる報告の後の行われた討論では、アンシュッツ、トーマ、トリールを含む十四人の法学者が参加し、意見が交換された。⁽⁴⁴⁾ 報告記録は、討論全体の様子を次のように要約している。「報告者〔シュミット——引用者〕により、そして条件付きではあるにせよ共同報告者〔ヤコービ——引用者〕により主張された、第四十八条第二項から第四項の意味についての基本的解釈は、大会内部ではわずかな支持しか得られなかった。討論者の内のはるかに多くの者は、異なる立場をとっていた」。⁽⁴⁵⁾ 報告記録によれば、討論の中では、シュミットの報告における次の諸点に對して批判が集中した。第一に、シュミットが自説に對する根拠として引用した、憲法制定国民議會における議論の経緯や政府見解は、論拠として不十分であるとされた。「報告者が自らの見解のために引き合いに出した憲法の成立史、および論拠として持ち出した政府見解は、互いに矛盾しており、その動機も不明であるため、論拠として有力ではないと見做された」。⁽⁴⁶⁾ 第二に、第四十八条第五項で予定されたライヒ法律が委任独裁に對して法治国家的限定を付すまで、第四十八条二項において国民議會によりライヒ大統領に与えられた法的地位は暫定的なものに留まるとするシュミットの解釈が批判された。これについてはむしろ、第二項は最終的な規定であり、第五項で予定された施行法はこれを「より詳細に」、すなわちより正確に規定するものに過ぎない、という意見が出された。⁽⁴⁷⁾ 第三に、第二項第一文と第二文との關係について、第一文における「措置」と第二文において列挙された基本権の「失効」とを区別すべきであるとするシュミットの見解、そして、第二文は第一文に對する制限を意味するのではなく、新たな権限の付加を意味する、とするシュミットの解釈が批判された。特にこうした解釈から生じる次の結論、すなわち第五項で予定された施行法が公布

される以前には、ライヒ大統領のとりうる措置とその権限は、シュミットが提示した上記の三つの原則によってのみ制約されうる、とする結論に対して厳しい批判が寄せられた。⁽⁴⁸⁾

委任独裁と主権独裁——国家的統一をめぐる

これまでの節で確認した通り、シュミットは国家的統一を基準として、民主主義に対する評価を定めていた。すなわち『政治神学』においては、一般意志は量的規定をもつがゆえに人民主権は国家的統一を達成することができないとする分析に基づき、民主主義に対して否定的評価を下していた。だが議会主義論初版においては、一般意志に対する解釈を変更し、人民の意志の同一化に基づいて同一性を作り出すことが重要だと述べることで、人民主権においても国家的統一を達成することは可能である、と議論を転換させた。元来、国家的統一を重視していたシュミットにとり、一九二三年の事態は国家的統一に対する大きな挑戦であり、克服しなければならぬ課題であったと言える。

すでにシュミットは『独裁』初版（一九二一年）の末尾において、第四八条第二項の規定に基づくライヒ大統領の地位に言及していた。彼によれば、この規定は確かに、「委任独裁の全く明白な事例を含む」(Vgl. 198)ものである。しかし「第四八条第二項によれば、ライヒ大統領はドイツライヒにおいて公共の安全と秩序が著しく攪乱され、あるいは脅かされたならば、公共の安全と秩序とを回復するために必要な措置を取ることができ、必要な場合には軍事的手段を用いて介入することができる。ここに、法的に制約されていない行動委任への授權がある」(ibid.)。したがって第四八条を通じて、ライヒ大統領には「従来の法治国家的解釈に従えば異例の、無制約の行動への授權」がなされているというのである。

しかしそれにもかかわらず、続く第二文において、失効可能な諸基本権を列挙し、権限を限定するということは、シュ

ミットによれば矛盾に他ならない (DD:199)。「最初に、例えば第一五九条〔第四八条第二項において、停止されうる基本権として挙げられていない団結権——引用者〕を含めて、あらゆる既存の法的状態を停止する授權を行い、次に、停止されることが許される諸基本権の一定数を列挙するというのは奇妙な規定である。諸都市に有毒ガスを散布し、死刑を予告して脅し、特別委員会を通じて判決を下すことが許されるライヒ大統領に対して、その上なお、例えば諸官庁に対して新聞禁止令を許可しうることをわざわざ確認するというのは無意味である」(Ebd.)。

シュミットによれば、ヴァイマル憲法第四八条に内在するこうした矛盾は、「主権独裁と委任独裁との結合に基づく」(DD:200)ものである。そしてこの矛盾は、西洋近代の歴史的発展に対応するものである。彼によれば、近代の市民的法治国家の前提は、絶対君主により達成された「国家的統一」である。ここで彼は、一九一九年ミュンヘン商科大学講義録においてボダンの政治思想について論じる際に述べたことを再論する。すなわち絶対君主の歴史的価値は、それが封建的ないし身分制的諸権力を殲滅し、それにより国家的統一という近代の意味における主権を作り出したことにあった。その結果、市民的法治国家は「国家の連帶的統一性 (solidarische Einheit des States)」が最終的に保証されたということ、そして国家内部において「同質性 (Homogenität)」が深刻に脅かされることなく存立することを自明のこととして前提しえた (Ebd.)。このとき国家内部における強力な集団や階級は排除されており、国家と個人との間に中間的権力団体は存在しない (DD:201)。こうした前提が維持される限り、憲法第四十八条の規定は法治国家秩序に適合する制度、すなわち委任独裁としてのみ機能すべきである。

だが、この前提が掘り崩されるならば、法治国家秩序の「全体系は失われる」(DD:201)。すなわち国家内部に強力な団体や階級等の権力集団が再び現れ、同質性を脅かすならば、憲法第四八条の規定は法治国家秩序に適合する制度すなわち委任独裁として運用されるところは限らない。

この点についてシュミットは、『独裁』においてはそれ以上論及しないが、共和国が未曾有の危機に晒された一九二三年を経て、新たな議論を展開する。先に見た、ドイツ国法学者協会大会（一九二四年四月）における彼の研究報告によれば、本来であれば、憲法と主権独裁とは原理的に両立しえないものであり（DD:387）、単に憲法が効力をもったという事情からしても、ライヒ大統領の独裁は必然的に委任独裁である（DD:389）。しかし憲法第四十八条に基づくライヒ大統領の地位は、法的根拠に基礎付けられているわけではないが、實際上、「主権独裁の残滓」（Ebd.）であるかのような印象を与える。というのも、この規定は、ヴァイマル憲法制定当時における未曾有の混乱を背景として起草されたものであるからである。シュミットは、こうした時代状況を背景として、憲法起草者がライヒ大統領に広範な権限と裁量の余地を残そうと意図したことの帰結であるとして、ライヒ大統領の地位のアンビヴァレンスを分析する（DD:387）。すなわち、国家の統一が脅かされる場合や異常な事態においては、ライヒ大統領の権限が広く解釈され、これに対処する必要があると考えられたのである。そしてシュミットは、第四十八条第五項に予定された施行法が制定されない限り、こうした暫定的状態は継続する（DD:383）と結論付けたのである。

以上に見た通り、シュミットは国家的統一を維持しようとする観点から、憲法第四十八条に基づくライヒ大統領の地位を解釈しようと試みた。民主主義に対する彼の理解が変化したことの影響には、民主主義と国家的統一との関係についての解釈が変更されたことに加えて、民主主義体制を選択した共和政ドイツにおいて、共和国を分裂から救い、国家的統一を回復しようとする試みがあつたと考えられる。つまり、委任独裁の制度として第四十八条第二項に基づくライヒ大統領の地位を解釈し、この制度を通じて民主主義において国家的統一を保証することが可能であると把握するに至った。この点でシュミットは、委任独裁と民主主義は矛盾しないと考えたのである。

第二節 民主主義における同質性

本節では、議会主義論初版から第二版序文にかけて、シュミットの民主主義論がどのように発展したのかを解明する。議会主義論の初版から第二版にかけて、シュミットの民主主義理解に変遷と発展が見出されるということは、従来殆ど注目されなかった。ただし権左は、第二版序文において、人民の意志が「拍手喝采」により民主的に表現されるという議論が示されたこと、また一九二七年の「政治的なものの概念」を先取りするかのように、治者と被治者の民主的同一性概念が異質なものを排除する「同質性」として、とりわけ「国民的同質性」として解釈換えされたことを指摘した。⁽⁴⁹⁾本節では、こうした指摘を踏まえて、議会主義論初版から第二版にかけて見出される発展を再構成し、その変化が民主主義論に与えた意義を検討する。

（一）同質性概念——議会主義論第二版序文 トーマに対する反批判

議会主義論が再版される際に、シュミットは「議会主義と民主主義の対立について」と副題を付した序文を掲載した。同論文前半では、議会主義論初版に対する法学者リヒャルト・トーマの批評に応答し、議会主義の原理と基礎付けに関する自らの見解を擁護した。一九二〇年代に議会主義制度や民主主義概念をめぐるシュミットとトーマの間で展開された論争の経緯、および両者の思想の比較については、詳細に検討した先行研究がすでに存在する。⁽⁵⁰⁾ここでは、両者の思想的関係について、シュミットの民主主義理解と関連する事柄に限定的して検討する。

トーマは書評論文において、シュミットは「議会主義の精神的基礎を全く時代遅れの思想に求めている」と批判した。

すなわち討論と公開性という、シュミットが議會主義論初版で究明した議會主義の精神的基礎は、議會主義の原理としては「時代遅れの思想」であり、その他様々な論拠により議會主義は基礎付けられていると主張する (LP:5f)。

こうした批判に対してシュミットは、次のように応答する。トーマは議會主義が基づきうる原理が複数存在することを主張する際に、M. ヴェーバーやH. プロイス、F. ナウマンによる議論を引き合いに出す。しかしこうした説明は、学術的関心に基づいて提起された問題に対して十分に説得的な解答を与えていない。というのも、ヴェーバーを始めとする「君主主義的統治制度に対して挑戦した、ドイツの自由主義者、民主主義者」にとり、議會は「政治指導者を選抜するための手段」、すなわち「政治上のディレクタンティズムを排し、最も有能な人物を政治指導に当たらせるための確実な方法であつたに過ぎない」(PL:8) からである。このような「単に実用的、技術的手段」として有用であるという理由は、議會主義制度を支える論拠とはならない。したがってトーマは、議會主義を支える他の説得的な論拠を何一つ示し得ていない (LP:12f)、マシュミットは結論づける。

大衆民主主義の発展と議會主義の状況

議會主義論初版で論じた通り、討論とは理性的な論拠によって意見の真理性と正当性を競い合うという目的をもつ意見交換である (LP:9)。ことをシュミットは確認する。しかし、今日の議會主義を取り巻く状況においては、議員は利己的な利害関心から超越しているとはもはや信じられず、利害に基づく「交渉」や「妥協」が行われている。

こうした現象が大衆民主主義の発展と不可分の関係にあることを、シュミットは次のように説明する。「近代の大衆民主主義の発展は、主張の根拠を闘わせる公開の討論を空虚な形式的儀礼 (Formalität) へと変えたため、議會主義の地位は今日、危機的状況にある」 (LP:10)。すなわち「諸政党は討論する諸意見をもつものとしてではなく、社会的あ

るいは経済的な権力集団として対立し合い、相互の利害と権力の可能性を考量し、こうした事実的基礎に基づいて妥協し連合を結ぶ」(LP:11)。政党にとり大衆は、より多く獲得すべき対象である。そして、大衆は宣伝装置により獲得されるが、宣伝装置の最大の効力は、「目先の利害と情動に訴えることに基づく」(Ebd.)。

以上からシュミットは、今日の議会では、「真の討論」の特徴である、理性的論拠に基づく自由な公開の意見交換はもはや行われえないと論じる。これに代わり、政党間の交渉、そこでの利益と権力を獲得するための目的意識的考量、また大衆を操作するためのプラカード的で印象的な暗示や「象徴」といった現象が見られるのである。

同質性概念の内実

シュミットは、近代大衆民主主義を構成する異質な諸要素を認識するためには、異なる原理に基づく自由主義と民主主義とが区別されなければならないとする議会主義論初版の主張を繰り返す。そして民主主義の特質について論じられた同論文後半では、「同質性」概念、および「異質なものの排除ないし根絶」が民主主義の本質であると主張される。

「あらゆる現実の民主主義は、平等なものが平等に扱われるというだけではなく、不可避的帰結として、平等ではないものは平等には扱われないということに基づく。したがって必然的に、民主主義の本質は第一に、同質性(Homogenität)、そして第二に、――必要な場合には――異質なものの排除あるいは根絶である」(LP:13f.)。

『政治神学』以来、シュミットは「治者と被治者の同一性」を始めとする「一連の同一性」として民主主義を定義していた。議会主義論初版においては、同一性概念に対する分析を通じて、同一性に達成するための「同一化」の問題、すなわち人民の意志形成の問題こそが、民主主義に内在する本質的な問題であると強調した。それに加えて、議会主義論第二版序文においては、新たに「同質性」という概念が民主主義の本質として導入されるのである。

シュミットが用いた同一性概念は、「治者と被治者の同一性」を始めとして、人民の間の同一性（一致した人民の意志の存在）や、人民と国家の同一性など、様々な次元における同一性を意味した。ここで新たに導入された同質性概念もまた、同一性概念の一つのヴァリエーションとして捉えることができる。だが、ここで敢えて彼が同質性という概念を民主主義の本質として用いたということには、どのような意図ないし含意があるのだろうか。この問題を解明するためには、議会主義論第二版序文における、ルソーの『社会契約論』に対するシュミットの解釈を参照することが有益である。

シュミットによれば、「ルソーが構成した一般意志とは、実際には同質性である」（LP:20）。そして、「これこそが真に徹底した民主主義である。つまり、『社会契約論』によれば、国家はその題目や導入部の契約的構成にもかかわらず、契約に基づくものではなく、本質的には同質性に立脚するものである。この同質性からして、治者と被治者の民主主義の同一性が生ずる」（Ebd.）。彼によれば、ルソー研究自体は進捗しているにもかかわらず、『社会契約論』が自由主義と民主主義という異なる要素を混在させた国家論を提示しているということは知られていない。ルソーの議論における「正面入り口は自由主義的である。すなわち自由契約に基づいて、国家の正当性を根拠付ける。しかし叙述が進み、本質的概念としての一般意志の概念が展開される際に明らかにすることは、ルソーによるならば真の国家とは、人民が同質的であり、本質的な点において一致が支配的である場合にのみ存在する、ということである」（LP:19）。

ルソーの『社会契約論』における一般意志は「同質性」に他ならないと言うときに、シュミットが念頭に置いているものは、国家の内部に「人間を分裂させるもの」（Ebd.）が存在しないということである。「人間を分裂させるもの」として、シュミットは具体的に、党派的对立や特殊な利害状況をめぐる対立、宗派的对立を挙げており、こうした対立は国家の内部にあってはならないと主張する（Ebd.）。つまり、「同質性」が意味するのは、政治的見解をめぐる対立や、

階級対立に発展しうるような利害対立や経済的格差、信仰上の不一致と対立が存在しないという状況である。

さらにシュミットは、ルソーの国家においては「財政」すら存在すべきではないということに言及する。彼は、財政とは「奴隷の用いる言語 (mot d'esclave)」であるというルソーの記述を引用し、「アルフレート・ヴェーバーやカール・ブリנקマンのような重要な国民経済学者たちによって賛嘆された、近代民主主義の哲学者」であるルソーが、こうしたことを「全く真剣に述べている」ことに注意を促す。シュミットがここで参照指示する『社会契約論』第三編第十五章において、ルソーは周知の通り、一般意志は決して代表されうるものではないことを主張する。ここでルソーは代表制を強く否定し、主権は代表されえず、それゆえに本質的に主権を含む一般意志は代表されえないこと、したがって人民の代議士は一般意志の代表者ではありえないことを強調した。「イギリスの人民は自らを自由だと思っているが、それは大間違いだ。彼らが自由なのは、議員を選挙する間だけのことで、議員が選ばれるやいなや、イギリス人民は奴隷となり、無に帰してしまう」⁽⁵¹⁾。

ルソーによれば、一般意志は代表されうるという考え方、すなわち公民の集会における「人民の代議士または代表者」が登場する背景には、「祖国愛の減退、私的な利益活動、国家の広大さ、征服、政府の悪弊など」⁽⁵²⁾が存在する。祖国愛を減退させ、国家を滅亡の危険に晒す要因として、ルソーは第一に、市民にとつての主要な仕事が公共の職務ではなくなり、「私的な利益活動」へ没入すること、すなわち「商業や工芸に大騒ぎしたり、むやみに利益を欲しがったり、軟弱に「安楽を好んだりすること」を挙げる。そして第二に、市民が国家において果たすべき公共の職務を自分自身で遂行しようとせず、「自分の身体でよりも、自分の財布で奉仕する方を好むようになる」こと、すなわち「身を動かして果たすべき職務を、金銭で代用させる」ことを挙げる。

このような文脈において、ルソーは、「財政」が「奴隷の言葉」であると主張するのである。財政すなわち私的な経

済活動に専ら従事し、公共の事柄に携わらず、自ら公務に奉仕しない者は、公民としての義務を果たさない者、すなわち公共精神を持たない者である。こうした人間は、ルソーの国家においては公民ないし市民に値しない者、すなわち「奴隷」である。職務に「金を出すようになる」と、まもなく諸君は鎖につながれることになるだろう。財政というこの言葉は、奴隷の言葉であつて、都市国家の知らないものである。真に自由な国家では、市民は自分の手ですべてを行い、金銭づくでは何もしない。自分の義務を免れるために金を払うどころか、金を払ってでも自分の義務を自分で果たそうとするであらう⁽³³⁾」。

以上のルソーの議論を参照するならば、シュミットの「同質性」とは、人民の間に政治的見解や経済的状況、信仰などの根本的な点で一致が存在すること、そしてこれに加えて、公民として公共の事柄に貢献するという前提が共有されていることを意味していたのである。その上でシュミットは、人民の「同質性」が実現され、人民の間に完全な「一致(Einmütigkeit)」が存在するならば、意見の対立や相違を前提とする社会契約は不要となると論じた。なぜならば、全員が同じことを望むからである。「同質性が同一性にまで高められたならば、全ては自明のこととして理解される」。

同質性概念の内実がこのように明らかになることで、議会主義論第二版序文において、「異質なものの排除ないし根絶」という契機が同質性と並ぶ民主主義の第二の本質として挙げられていることが理解できる。シュミットの論理に従うならば、国家の内部に「人間を分裂させる」ような対立が存在することを許容しないために、画一的な政治的傾向や思想、また平均的な経済的境遇や同一の信仰を持つ人間だけが、そして公共精神を持つ人間だけが、真の市民すなわち公民と見做される。これらの条件に適合しない人間はすべて、公民ないし市民の資格を持たない者であるとされ、国家にとつての「異質な者」、すなわち排除ないし根絶の対象とされるのである。

同質性概念の特徴と民主主義論における位置づけ

この同質性概念について、シュミットはさらに次のように説明する。同質性は「一般意志と同様に、存在するか存在しないかである。しかもアルフレート・ヴェーバーが的確に認めたように、自然に存在するのである」(1920)。シュミットによれば、人民の間の同質性はすでに存在するものとして前提されなければならない。すなわち、同質性概念は人民の間に自然に存在するものでなければならず、人為的に作り出されるものではない。そして以上のような特徴をもつ同質性概念こそが、「民主主義的同一性」が立脚する基礎であり、前提であるとして位置付けられるのである。議会主義論文第二版において、民主主義についてのシュミットの新たな主張は、民主主義的同一性はこの同質性に立脚するといふことである。すでに見たとおり、議会主義論文初版において彼は、同一性概念を独自の仕方で解釈し、同一性は実際には経験的に存在しえないこと、同一性を実現するためには同一化が必要であることを強調していた。議会主義論文第二版を執筆していた時期に、シュミットは、人民の間には自然に、経験的に、こうした同一化を達成するための、一定の同質性が存在する必要がある、と新たに認識したのだと考えられる。

(二)「喝采」概念の重要性——議会主義論文第二版序文

同質性概念への言及と同時に、議会主義論文第二版序文においてシュミットは、喝采こそが民主主義において本質的な人民の意志形成手段であるとして、その意義を高く評価する。

「人民の意志は、呼び声 (Zuruf) を通じて、喝采 (acclamatio) を通じて、自明の、反論の余地のないものを通じて、より一層民主主義的に表現される。人民の意志はこれにより、半世紀前以来非常に入念かつ綿密に作り出された統計的装置によってよりも、よりよく民主主義的に表現される。民主主義的感情の力が強まれば強まるほど、民主主義が

秘密投票の記録システムとは異なるものであるという認識がより一層確実になる。「中略」独裁的でカエサル主義的な方法は、人民の喝采によって支持されるだけではなく、民主主義的実質と力の直接的表現でもありうる」(I.P.22d)。

こうして彼が民主主義と人民の喝采との関係を積極的に捉えるに至った背景には、ボン大学時代の同僚であった神学者エーリク・ペーターゾンの影響があった。ペーターゾンによる「喝采」概念史研究(『ヘイス・テオス』(一九二〇年に提出された教授資格申請論文であり、一九二六年に出版された)⁽⁵⁴⁾)について、シュミットは『人民投票と人民請願』(一九二七年)において言及し、非常に高い評価を与えていた。シュミットの民主主義論における喝采概念の受容、およびペーターゾンからの影響については、次章で詳しく検討する。

第三節 民主主義と政治的統一の関係——「政治的なものの概念」

(一) 政治的なものの定義——友と敵の区別

一九二七年に発表した「政治的なものの概念」(初版)において、シュミットは新たな国家観および政治観を提示する。「国家概念は政治的なものの概念を前提とする」(B.P.)という著名な命題で始まるこの論文において、彼は「国家は人民の政治的状态(Status)である」(Ebd.)と規定する。シュミットによれば、「国家はその語義とその現象によるならば人民の特殊な状態である。それ以上のことはさしあたり言えない」(Ebd.)。ただし「人民の状態」という觀念のメルクマルは、「政治的なものについてのメルクマルを通じて」その意味が明らかになる(Ebd.)。すなわち「政治的なものの概念規定は、特殊に政治的なカテゴリーを明らかにし、確認することを通じてのみ得ることができる」(B.P.3)。シュミットによれば、「政治的なものは、人間の思考と行為に関わる他の相対的に自律的な領域、すなわち道德的なものや

美学的なもの、経済的なものの領域と並び、固有の領域として自律的である」。それゆえに、政治的なものは、その固有の、相対的に自律的な区別すなわち「特殊な意味において政治的な行為すべてが還元されうるような区別」を持たなければならぬ (Ebd.)。つまり道徳的なものの領域には善悪の区別があり、美的なもの領域には美醜の区別があり、経済的なものの領域には損得の区別があるように、政治的なものの領域における「特殊な、自律的なそれ自体として容易に理解できる区別」は何か、そして「それはどこに存在するか」という問題が生じる (BPA)。

この問いに対し、シュミットは続けて次のように答える。「政治的行為と動機が還元されるような、特殊に政治的な区別は、友と敵の区別である」。この「友と敵の区別」こそが政治的なものの領域にとつての自律的な区別であり、相対的に自律的な他の領域（道徳的なものの領域における善悪の区別や、美的なもの領域には美醜の区別等）の対立に対応するものである。そしてシュミットは、友と敵の区別は理論的にも実践的にも存立しうると付言する。「政治的敵は道徳的に悪である必要はなく、また美的に醜くある必要はない。政治的敵は経済的競争相手として現れる必要はなく、政治的敵とともに商売を行うことはもしかすると利益があるようにさえ見えるかもしれない」(Ebd.)。

では、シュミットが考える友と敵の区別の本質とは何か。「政治的敵とは、まさに他者 (der Andere)」、見知らぬ者 (der Fremde) であるということ、それゆえに政治的敵は、衝突事例において固有の実存様式の否定を意味し、それゆえ固有かつ独自の生の様式を擁護するために反撃し闘う相手となることが、その本質としては十分である」(Ebd.)。政治的なものは、人間の生のあらゆる自律的領域がそうであるように、その論拠として別の領域に由来する区別を引き合いに出そうとするので、心理的には、敵は容易に悪や醜として扱われる。しかし実際には、特殊な諸対立の自律性は厳然として変わらない。友と敵の特殊な対立は、その他の領域における区別から分離され、自律的なものとして把握され

なければならぬ (BP4f)。すなわち、友と敵の区別は別の諸対立と混同されてはならないのである。

したがって、シュミットによれば、友と敵の概念は何らかの規範的対立や精神的対立ではない。ここで問題となるのは、友と敵という区別の現実および実在する可能性であり、擬制や規範性ではない。それゆえに、友と敵の対立は排すべきものであると考えるかどうか、またこうした思考のうちに未開時代の残滓を見出すか、あるいはこうした区別と対立がいつの日か地上から消え去ることを欲するか、または教育的見地から、そもそもは友と敵は存在しないと捏造するのが正しく正当であるか、こういったことは考察に値しない (BP5) と述べる。

それゆえにシュミットは、敵 (Feind) とは、競争相手 (Konkurrent) や一般的敵対者 (Gegner) ではないと言う。敵とは私的な敵対者 (privater Gegner) ではなく、公的な敵 (öffentlicher Feind) だけを意味する。というのも、敵とは「少なくとも場合によっては、すなわち実在する可能性に従って、同様の全体と対立する、闘争する人間全体」だけを意味しており、そのような「人間全体 (Gesamtheit von Menschen)」、特に人民全体 (ganzes Volk) に関係するものは全て、それゆえ公的になるからである」 (BP5f)。「敵とは hostis であり、広義における inimicus ではない」 (BP6)。シュミットはここで聖書の一節「汝の敵を愛せ」を引き合いに出し、「ここでは「政治的敵はなんら問題となっていない」とする。というのも、「政治的意味における敵は個人的に憎まれる必要はなく、彼の敵すなわち敵対者を愛するということは、私的なものの領域において初めて意味を持つのである。〔中略〕それは、人民の敵を愛し、自らの人民に対抗してその敵を支持すべきであると述べているわけでは決してない」 (Ebd)。

そしてシュミットは、「敵の真の概念」には「闘争という実在する不測の事態」、すなわち万一の場合には闘争が生じる可能性があるということが属すると論じる。シュミットによれば、「戦争とは、諸人民間において武器をとって行われる闘争である。武器という概念において本質的なものは、人間による物理的殺害の手段を問題としていているということ

である。敵という語とまさしく同様に、ここでは闘争という語はその本来の意味において理解されなければならない。それは議論という「精神的 (*geistig*)」闘争を意味するのではないし、単に惰性によってなされるとしても、あらゆる人間が最終的に何らかの形で不断に行う象徴的闘争でもない。敵と闘争という諸概念は、それがとりわけ物理的殺害という実在する可能性と関連性をもち、またそれを維持することによって、その真の意味を受け取るのである。戦争は敵対性から帰結する。というのも、この敵対性とは、ある別の存在の否定であるからである。戦争とは敵対性の最も極端な実現に過ぎない。それは日常的なものや規範的なものである必要はなく、理念的なものとしても感じられる必要はないが、しかし敵という概念がその意味をもつ限り、戦争は実在する可能性として現前し続けるに違いない」(Ebd.)。

したがって、シュミットはこの論文において、政治的なものの区別ないし基準としての「友と敵の区別」を諸人間の問題として、すなわち国際関係の文脈において使用していたのである。ただし、シュミットは政治的なものについてのこうした定義によって、「敵対性の最も極端な実現」としての戦争を肯定しているわけではないということに留意しなければならない。「政治的なものについてここで与えられた定義は、軍事的あるいは帝国主義的でもあるのと同様に、平和主義的でもある。この定義は、戦争を「社会的理想」のように見せかけようとする試みではない。というのも、戦争とは「社会的な」ものでもなければ、「理想的な」ものでもないからである。友と敵との区別はまだ、特定の人民が永久に、他の特定の人民の友ないしは敵であり続けなければならないということの意味していない。中立性 (*Neutralität*) もまた、常に可能であることは自明であり、政治的に有意義でありうる」(BP7)。

しかし他方で、シュミットは次のように述べ、友と敵のグループ化の究極的帰結としての「現実の闘争」、すなわち戦争の可能性は常に意識されなければならないと論じる。「中立性という概念は、あらゆる政治的概念と同様に、常に、友と敵のグループ化という実在する可能性という、この究極的前提の下にあり、地上に中立性だけが存在するとしたら、

それとともに戦争だけではなく、中立性そのものもまた終焉を迎えるであろう。これは戦争という実在する可能性自体が欠落するならば、あらゆる政治が、また戦争を回避するという政策が終焉を迎えるのと同様である」。このときに「基準となるのは常に、こうした究極的事例、すなわち現実の闘争における可能性だけであり、こうした事例が存在するか否かということについての決定である」(Ebd.)。「今日においても未だに戦争は「事態が深刻化した場合 (Ernstfall)」である。ここでもまた、まさに例外事例が特に決定的な意味を持つということを言うことができるだろう。というのも、実際の闘争において初めて、友と敵という政治的グループレ化の究極的な帰結が示されるからである。こうした極端な可能性から、人間の生は特殊に政治的な緊張を獲得するのである」(Ebd.)。シュミットは以上の議論を次のように約言する。「そのような闘争の可能性がない世界は、友と敵の区別のない世界であり、したがって政治のない世界であろう」(Ebd.)。

(二) 政治的統一としての国家観

同論文で示された「人民の政治的状态」ないし「政治的統一」としての国家概念は、上述した政治観に基づいているのである。シュミットによれば、「政治的統一」とは、「それが例外的事例であろうと、基準となる事例についての決定が常に概念必然的にそれとともになされなければならないという意味において、基準となる統一であり「主権的 (sovereign)」である」(Bp.II)。このように述べる際に、彼が「基準となる統一」ないし「主権的統一」として想定しているものは国家だけである。確かに彼は、宗教団体や、労働組合のような経済的基礎に基づく協会、プロレタリア階級もまた、友と敵を区別する能力をもつ限り、実際に政治的統一として存在しうる (Bp.III) ことを認める。しかし国家と並ぶ政治的統一として、他の諸団体の存在を肯定的に捉えているわけではなく、政治的なものの本質である友と敵を区別する能力は国家に帰属すべきであると述べる。「国家は統一であり、しかも基準となる統一である」ということは、

国家の政治的性格に基づく」(BP.13)。

ここで彼が批判の対象とするものは、国家の主権的統一および政治的統一を否定し、「個人は多種多様な社会的諸関係の中で生きるということを繰り返し強調する」ハロルド・ラスキの多元主義的国家論である。シュミットによれば「統一を否認し、政治結社を他の結社、例えば宗教的結社あるいは経済的結社と並立させる多元的理論は、政治的なものの特殊な内容についての問いに答えを与えることはできない。常に国家や政治、主権や「統治」が話題とされているにもかかわらず、ラスキの多数の著書の中どこにも、政治的なものについての一定の定義は見出されない。国家は他の諸結社と競合する一つの結社へと変えられてしまふ」(Ebd.)。多元的国家論は「あらゆる国家論における中心概念、すなわち政治的なものを無視している。実際には、いかなる政治的「社会」(Gesellschaft)」あるいは「結社」(Assoziation)」も存在しない。政治的統一、政治共同体 (politische Gemeinschaft) だけが存在するのである。友と敵とのグルーピングという実在する可能性は、単なる社会的―結社的なものを超えて、特殊な別のもの、通常の結社に対して決定的なものであることの基準となる統一を作り出すためには十分である。統一を欠いているならば、政治的なもの自体もまた欠落しているのである」(Ebd.)。

以上に見た、友と敵の区別という政治的なものの概念の本質、および人民の政治的統一としての国家観は、『憲法論』の議論の基礎となるものである。本論文は主として政治的統一としての諸国家ないし人民間の関係を論じたものであり、一国内の民主主義を対象としたものではない。しかし前年の議会主義論文第二版序文において、民主主義には「異質なものの排除ないし根絶」(Lp.14) が不可欠であると述べられていたことを想起するならば、友と敵の区別というところで議論は、こうした民主主義論と並行して構想されたものであると考えることができる。

- (1) これについては、本稿第三章を参照されたい。
- (2) 『政治神学』と議会主義論の間に、ルソーに由来する人民主権論に対する評価の点で、独裁と民主主義の両立可能性についての見解の点で断絶が存在することを指摘した、権左武志「ワイマール期カール・シュミットの政治思想―近代理解の変遷を中心として」『北大法学論集』、五十四巻六号、北海道大学大学院法学研究科、二〇〇四年、二〇二四―二〇二七頁を参照。
- (3) H. Krupa, Carl Schmitt, "Theorie des Politischen", *Studien und Bibliographien zur Gegenwartsphilosophie*, Heft 22, 1937.
- (4) H. Hofmann, *Legitimität gegen Legitimität. Der Weg der politischen Philosophie Carl Schmitts*, Berlin 2002 (4. Aufl.), S.93.
- (5) Hofmann, aa.O., S.92.
- (6) Ebd.
- (7) R. Mehring, *Carl Schmitt. Aufstieg und Fall*, München 2009, S.159.
- (8) Mehring, aa.O., S.158.
- (9) Mehring, aa.O., S.158f.
- (10) Mehring, aa.O., S.159.
- (11) Ebd.
- (12) Mehring, aa.O., S.160f.
- (13) Wolfgang J. Mommsen, *Max Weber und die deutsche Politik 1890-1920*, Tübingen 1974. (ヴォルフガング・J・モムゼン『マックス・ヴェーバーとドイツ政治Ⅱ』未来社、一九九四年)
- (14) Karl Löwith, "Max Weber und Carl Schmitt", in *Frankfurter Allgemeine Zeitung*, 27. Juni, 1964. (K.レーヴィット、田中浩・五十嵐一郎訳「マックス・ヴェーバーとカール・シュミット」『政治神学』未来社、一九七一年、一六七―一八八頁。) Norbert Bolz, „Charisma und Souveränität. Carl Schmitt und Walter Benjamin im Schatten Max Webers“, (Hrsg.) Jacob Taubes, *Der Fürst dieser Welt. Carl Schmitt und die Folgen*, München 1983, S. 249-262. G.L. Ulmen, „Politische Theologie und Politische Ökonomie: Über Carl Schmitt und Max Weber“, (Hrsg.) Helmut Quartsch, *Complexio Oppositum über Carl Schmitt*, Berlin 1988, S.341-365. (佐野誠訳「政治神学と政治経済学―カール・シュミットとマックス・ヴェーバー」『カ-

- ル・シュミットの遺産』初宿正典、古賀敬太編訳、風行社、一九九三年、一〇四―一四一頁) G. L. Ulmen, *Politischer Mehrwert. eine Studie über Max Weber und Carl Schmitt*, Weinheim 1991. 佐野誠『ヴェーバーとナチズムの間：近代ドイツの法・国家・宗教』名古屋大学出版会、一九九三年、二〇七頁以下。佐野誠『ヴェーバーとシュミット：学問論の相克』、『ヴェーバーとシュミット：政治論の相克』、『近代啓蒙批判とナチズムの病理：カール・シュミットにおける法・個人・ユダヤ人』創文社、二〇〇三年、四九―一四五頁。Stefan Breuer, *Carl Schmitt im Kontext. Intellektuellenpolitik in der Weimarer Republik*, Berlin 2012.
- (15) Mommsen, aa.O., S.407.
- (16) Mommsen, aa.O., S.411f.
- (17) Johannes Winckelmann, *Legitimität und Legalität in Max Webers Herrschaftssoziologie*, Tübingen 1952, S.59.
- (18) この問題については、拙稿「指導者・喝采概念と民主政―ヴェーバーとシュミットの思想史的関係」『政治思想研究』第一八号、風行社、二〇一八年、一二三―一二五九頁を参照されたい。
- (19) Mehring, aa.O., S.158.
- (20) H.A. Winkler, *Der lange Weg nach Westen*, Bd.1, *Deutsche Geschichte vom Ende des Alten Reiches bis zum Untergang der Weimarer Republik*, München 2000, S.435. (後藤俊明、奥田隆男、中谷毅、野田昌吾訳、『自由と統一への長き道―昭和堂、二〇〇八年、四三三頁)
- (21) 木村靖二「ヴァイマル共和国」成瀬治・山田欣吾・木村靖二編『世界歴史大系：ドイツ史3：一八九〇年―現在』山川出版社、一九九七年、一四七頁。
- (22) Winkler, aa.O., S.435.
- (23) Winkler, aa.O., S.435f.
- (24) Winkler, aa.O., S.439.
- (25) Winkler, aa.O., S.441.
- (26) Winkler, aa.O., S.444f. ヴィンクラーは、逆説的にもヒトラー一揆が共和国の安定化に貢献したと論じる。というのも、これにより、ヒトラーと協力関係のあった州政府大統領カールの信用は失墜し、バイエルンの権威主義的勢力による独裁

計画が頓挫したからである (Winkler, aa.O., S.445)。

- (27) Winkler, aa.O., S.449.
- (28) Winkler, aa.O., S.442.
- (29) Winkler, aa.O., S.442f.
- (30) Winkler, aa.O., S.449.
- (31) Michael Stolleis, *Geschichte des öffentlichen Rechts in Deutschland. Weimarer Republik und Nationalsozialismus*, München 2002, S.186. なお、シュミットが報告者として選出された経緯については Martin Otto (Hrsg.), *Er ist eigenartig, wie unsere Gedanken sich begegnen. Erwin Jakobi und Carl Schmitt im Briefwechsel 1926 bis 1933*, in (Hrsg.) Carl Schmitt-Gesellschaft, *Schmittiana. Neue Folge. Beiträge zu Leben und Werk Carl Schmitts*, Band 1, Berlin 2011, S.34ff. それによれば、トリールは当初、連邦国家法を第二回大会のテーマとして考えており、K. ベレルス (トリール大学の弟子である国法学者・行政法学者) と E. ヤコビが報告者として想定されていた (Otto, aa.O., S. 34)。しかし、ベレルスが妻の病気のために急遽出席できなくなったために、トリールは大会のテーマを「危機の年」である一九二三年の事件、特に国法に関わる、ザクセンとテューリンゲンに対するライヒ執行」に変更したという (Otto, aa.O., S. 34)。そしてこのとき、すでに例外状態研究について業績をもっていたシュミットが報告者に選出されることは必然的であったという。なお、第一報告のテーマとされた「過去・現在・未来におけるドイツ連邦制 (Der deutsche Föderalismus)」については G. アンシュッツ、C. ビルフィンガーが報告を行うこととなったが、ここでも一九二三年に関する政治的問題が論じられた。彼らの報告について、シュトライスは次のように評している。アンシュッツは法政策上、ライヒの統一 (Einheit) の維持を支持するとともに、バイエルンの分離主義に対する拒絶に賛同し、率直に、かつ婉曲表現をも用いずに「政治的に」論じ、ビルフィンガーも同様に「政治的に」議論した (Stolleis, aa.O., S.188)。
- (32) 高田敏、初宿正典編訳『ドイツ憲法集』、信山社、二〇一〇年 (第六版)、一二四頁。
- (33) *Der deutsche Föderalismus. Die Diktatur des Reichspräsidenten. Referate von Gerhard Anschutz, Karl Bülfinger, Carl Schmitt und Erwin Jacobi. Verhandlungen der Tagung der deutschen Staatsrechtler zu Jena am 14. und 15. April 1924*, Heft: Veröffentlichungen der Vereinigung der Deutschen Staatsrechtler, Berlin und Leipzig 1924, S.63.

- (34) *Der deutsche Föderalismus*, aaO., S.64.
- (35) *Der deutsche Föderalismus*, aaO., S.73.
- (36) *Der deutsche Föderalismus*, aaO., S.77.
- (37) *Der deutsche Föderalismus*, aaO., S.81.
- (38) *Der deutsche Föderalismus*, aaO., S.82.
- (39) *Der deutsche Föderalismus*, aaO., S.89.
- (40) *Der deutsche Föderalismus*, aaO., S.38.
- (41) *Ebd.*
- (42) *Der deutsche Föderalismus*, aaO., S.104.
- (43) *Ebd.*
- (44) 報告者を除き、以下の十四人の法学者が討論に参加した。シュタイア・ゾムロ、ピロテイ、ナヴァイアスキー、ヤーゲマン、アペルト、トーマ、トリーパー、フライシュマン、アンシュッツ、ケルロイター、ヘラー、ヴァルデッカー、イエリネク、ビルフィンガー (*Der deutsche Föderalismus*, aaO., S.137)。
- (45) *Ebd.*
- (46) *Ebd.*
- (47) *Der deutsche Föderalismus*, aaO., S.137f.
- (48) *Der deutsche Föderalismus*, aaO., S.138.
- (49) 権左、前掲、二〇二七頁、参照。
- (50) 古賀敬太「リヒャルト・トーマの自由民主主義論」『ヴァイマル自由主義の悲劇―岐路に立つ国法学者たち―』第九章、風行社、一九九六年、特に三五三―三六八頁を参照。長野晃「カールシュミットの均衡理論：リベラリズムとデモクラシーの分離と結合」、『政治思想研究』第十五号、風行社、二〇一五年、二八九―二九二頁を参照。
- (51) Jean-Jaques Rousseau, *Oeuvre Complètes*, Sous la direction de Raymond Trousson et Frédéric S. Eigeldinger, V/2, Genève et Paris, 2012, p.566. 『社会契約論』桑原武夫、前川貞次郎訳、岩波書店、一九五四年、一三三頁。

(52) Ibid. 邦訳、同頁。

(53) Rousseau, *Ibid.*, p.565. 『社会契約論』、一二二頁。

(54) 『一つの神、その碑銘研究的・形態史的・宗教史的研究 (Heis Theos : epigraphische, formgeschichtliche und religionsgeschichtliche Untersuchungen)』は、ペーターゾンが一九二〇年にゲッティンゲン大学に提出した教授資格申請論文であり、一九二六年に『旧約聖書および新約聖書における宗教と文学についての研究』双書の一冊としてゲッティンゲンの出版社 Vandenhoeck & Reprecht から出版されたものである。(Vgl. Barbara Nichtweiß, „AKKLAMATION“: Zur Entstehung und Bedeutung von „Heis Theos“, (Hrsg.) Christoph Markschies, Erik Peterson Ausgewählte Schriften; Bd. 8, Heis Theos : epigraphische, formgeschichtliche und religionsgeschichtliche Untersuchungen zur antiken „Ein-Gott“-Aklamation, Würzburg 2012, S.613f.)

(55) シュミットは次のように述べてペーターゾンの研究を評価した。「根本的な、学問的意義の点でその『神学という』特殊専門の範囲を遙かに超えているエーリク・ペーターゾンの研究『脚注で“Heis Theos”を示す』は、キリスト教一世紀について、喝采 (Acclamatio) とその諸形式を記述した」(Carl Schmitt, *Volksentscheid und Volksbegehren. Ein Beitrag zur Auslegung der Weimarer Verfassung und zur Lehre von unmittelbaren Demokratie*, Berlin 2014 (1. Aufl. 1927), S. 52.)°

第五章 民主主義論の新たな展開 (一九二七年)

本章では、『憲法論』公刊の前年に発表された『人民投票と人民請願』(一九二七年)を分析し、民主主義をめぐるシュミットの構想の更なる展開とその起源を説明する。第一に、シュミットが民主主義の根幹を「人民と政務官の対立関係」に見出していたこと、さらにこうした認識を、古代ローマ史を専門とする歴史家テオドア・モムゼンの著書『ローマ国法』から得たことを示す。第二に、民主主義の認識においてシュミットは、モムゼンからの継承と並行して、同時代の

プロテスタント神学者（のちにカトリックに改宗）エーリク・ペーターゾンの研究から学び、民主主義の根本的現象として「喝采」概念を重視するに至ったことを明らかにする。第三に、同書中では「指導者（Führer）」という表現が用いられるのであるが、モムゼンおよびペーターゾンの研究の受容を経て、シュミットが指導者と人民を中心とした民主主義論を構想する過程を再構成する。すなわち民主主義的同質性に基づいて、「人民による指導者への喝采」を民主主義の本質と見做すシュミットの思想がどのようにして形成されたのかを解明することが本章の目的である。

『人民投票と人民請願』成立の背景

本書が公刊される前年の一九二六年、旧王侯財産収用と抵当権の増額評価を要請する運動が起こった。そして当該問題についての国民請願の可否について、ヴァイマル憲法第七三四項の解釈をめぐる憲法問題が発生した。シュミットは、この条項について自身の解釈を展開するために、一九二六年十二月十一日にベルリンの国法学者協会大会で講演を行った（VV: Vorbemerkung⁽¹⁾）。この講演内容に加えて、直接民主主義の問題を対象とした論文を第三章として新たに書き下ろし、一書に纏めて公刊したものが『人民投票と人民請願』である（Ebd.⁽²⁾）。

本書においてシュミットは、予算や財政に関する「金銭法律（Geldgesetz）」は国民請願の対象とはならないと結論付ける。ただし彼にとり、第七十三条四項の解釈を端緒として発生したこの問題は、単に金銭法律をめぐる人民請願や人民立法の可否を争うに終始するものではなく、根本的には民主主義一般の問題であった。「金銭法律がいかに直接人民立法の手続きから除外されているか」という問題は、根本においては直接民主主義一般の限界についての問題と関わる」（VV:48）。

シュミットによれば、「直接民主主義一般の限界についての問題」は大抵の場合、「政治的目的に駆り立てられた利害

関心や不信の念」に基づく非学問的な論及の対象とされるのみであり、十分に論議が尽くされることはなかった。そして「普及している表層的解釈によると、「人民」に全ての可能なことを委ねるのが単純に「民主主義的」であり、「人民」にはそもそも何が可能なのかと問うことすら、「非民主主義的」であると見做される」。しかし「私（シュミット——引用者）は、途方もなく重大で決定的な瞬間において恐れを知らない人民ならば、「全てを成しえ、全てを委ねることがとは馬鹿げているだろう。以下にみる通り、「人民」という主体の特性や、事柄の本質、また人民の意志を絶対的に肯定することとは馬鹿げているだろう。以下にみる通り、「人民」という主体の特性や、事柄の本質、また人民の意志を確定する方法、民主主義の理念のかつ道德的諸原理から、様々な限界が判明するのである」（Ebd.）。そこでシュミットは、民主主義の限界を次のように画定する。

第一節 民主主義における人民と政務官の対立

（一）民主主義と人民概念

直接民主主義を考察する際に、シュミットが第一に検討しなければならないと捉えた対象は、人民（Volk）概念であった。「人民」と「民主主義」という根本的問題」は従来、社会学的考察の対象でしかなかったが、政治理論および一般国家学の観点から説明する必要がある（VV: Vorberckung）。

とりわけ、民主主義の限界を論じるためには、「人民」という語の多義性に自覚的である必要がある」（VV:49）。というのも、「人民という一つの名辞によって、法的にも政治的にも社会学的にも多様である「一連の力（Größe）と主体」が表現されうるからである」（Ebd.）。例えば、ヴァイマル憲法前文には「人民は自らにこの憲法を与えた」との文

言が見出されるが、それは「この人民とは憲法制定権力の担い手、制定権力 (pouvoir constituant) の主体」を意味する。それゆえこの場合、人民とは「憲法に基づく国家的「機関 (Organ)」ではないし、また「制定された権力 (pouvoir constitué)」、「合憲的に予定された形式において特定の権限を行使する人民」ではない。「換言すれば、ライヒ議会あるいはライヒ大統領を選出し、あるいは「人民」投票において積極的に行動する人民とは本質的に異なるものである」。したがって通常、「人民」とは選挙あるいは投票に参与する者」を意味し、「人民のうちの多数派が大抵の場合決定する」(Ebd.)。

人民投票においては、有権者の過半数が投票に参加しなければならない、と第七五条で規定されているが、投票に参加しない有権者もまた人民を構成するという矛盾を孕んでいる。さらに輪をかけて本来の人民概念に背反するものが、人民請願における人民概念である。「なぜならば、自らの請願を人民請願と見做す少数派は、明らかに、民主主義において通常人民と同一化される多数派とは全く異なる意味において人民であるからである」(VfS0)。

以上に見たように、シュミットは人民概念の多義性を指摘し、そのうちの一つが憲法制定権力の担い手としての人民であると述べる。こうした人民概念の理解は周知の通り、シーエスの制定権力論に由来するが、この点は『人民投票と人民請願』においてはそれ以上論究されないため、これについての詳しい検討は『憲法論』を対象とする次章で行うこととする。

『人民投票と人民請願』における人民概念

では、シュミットは人民概念をどのように理解したのだろうか。同書におけるシュミットの人民の理解は次の通りである。第一に、人民は決して形式化されえない力 (Gefüge) である、ということである。これは例えば、次のように表

現される。「自らの請願を人民請願と称する、有権者の十分の一は、彼らが固定された力として、法律草案の持続した呈示のために組織化されるならば、直ちに人民であることをやめるだろう」(VV:50)。第二に、人民は政務官(Magistrat)の対立物である、ということである。この二つの点は密接に関連するものであり、シュミットの民主主義論を理解する上で不可欠のものである。ただし、第二点目の人民概念の理解は、従来、殆ど注目されていない⁽⁶⁾。

シュミットが本書中で何度も用いるラテン語 magistratus、そしてこれを語源とするドイツ語 Magistratur および Magistrat とは、シュミット自身が言及する通り「ローマ国法における表現」(VV:59)である。ハインリヒ・ゲオルグスの『ラテン・ドイツ語詳解辞典』によれば、ラテン語 magistratus とは、magister⁽⁴⁾(上役 Vorgesetzter、統轄者 Vorsteher、指導者 Leiter, Anführer、長 Direktor、監督者 Aufseher)の官職、およびその威厳を表す。具体的には、古代ローマにおける官憲的 (obrigkeitlich) 官職、また官憲的官職の行政を司る者、Magistrat の地位にある人物、官憲的人物、国家官吏を意味した⁽⁵⁾。

『Duden ドイツ語語源学辞典』には、Magistrat は「官憲的官職、上級官吏、官庁、官憲を意味するラテン語 magistratus から一五世紀に学術的に借用された語」であることが記されている⁽⁶⁾。そして、敢えてドイツ語を当てる場合には、「官憲 (Obrigkeit)」という語が採用されている⁽⁷⁾。シュミット自身も、注釈の中でグリム編纂のドイツ語辞書を参照指示し、次のように述べる。「グリム辞書における R. マイスナーによる傑出した「人民」についての項目においても、「モムゼンによる古代ローマ国法についての論述におけるものと——引用者」同一の規定を伴うものではないにせよ、人民は官庁に合致して組織された「形式化された」力ではないということ、すなわち「官憲 (Obrigkeit)」ではないということ、また、それゆえに同様に、統治する者は人民には属さないということが繰り返し突き止められている」(VV:51. Anm. 40)。

人民は「官庁に合致して組織された」「形式化された」力ではなく、「官憲 *Ordnung*」ではない」と記述されていることから、シュミットは *Magistrat* を「官憲」とほぼ同義として捉えていたと考えられる。一方で、次に見る通り、シュミットが直接民主主義における人民と *Magistrat* の関係について知見を得る源泉となった、テオドア・モムゼンのローマ国法史研究においては、*Magistrat* は「官吏 (*Beamte*)」と訳出されている⁽⁹⁾。

従来の研究では、*magistratus* は「コンスル (統領、執政官)」と訳出されることがしばしばあったが、統領ないし執政官とは、法務官や管理官、財務官、護民官、査定官、独裁官といった、他の官職と並ぶ *magistratus* のうちの官職の一つである⁽⁹⁾。そこで本稿では、*magistratus* が上述した通り、「官憲」「官庁」という含意をもつことを踏まえて、「政務官」の訳語を用いる⁽¹⁰⁾。なお、シュミットは *Magistrat* と *Magistratur* とを区別せずに用いているが、モムゼンは *Magistrat* を統治の権限をもつ人格として、そして *Magistratur* をその官職として定義している⁽⁹⁾。ことから *Magistrat* を「政務官」、*Magistratur* を「政務官職」と訳出することとする。

(二) 古代ローマの直接民主主義における人民と政務官の対立

シュミットによれば、直接民主主義にとって本質的であるものは、人民と政務官の対立関係である。では、シュミットはこうした認識をどのようにして得たのだろうか。彼は本書の中で、こうした知見の典拠として、著名な歴史学者であるテオドア・モムゼンの著書『ローマ国法』(特に、第一巻(初版一八七一年)と第三巻第一部(一八八六年))、『ローマ国法綱要』(一八九三年)を指示している (VV:51. Anm. 40)。

『ローマ国法』第一巻第一部では、「政務官職 (*Magistratur*)」という題目が掲げられており、ローマ国法における政務官 (*Magistratus, Beamte*) の概念、およびその職権 (*imperium, potestas*) の内容が詳述され、さらに官吏の権力の

衝突論や合議体の概念が究明される⁽¹¹⁾。以下では、モムゼンの古代ローマ史研究において描出された、人民と政務官との関係を確認する。

人民と政務官の関係（一）…政務官の基準としての人民選挙

モムゼンによれば、政務官職とは「市民や団体の同権の同胞から成る議院において、より高い地位に就き、権力を掌握した者」を意味する具体的な、個々の *magister* に対する抽象概念である⁽¹²⁾。*magister* という語はのちに抽象化が施され、「顕職 (*honor*)」へと意味が転換するが、この「顕職」においても、政務官職においても、人民選挙 (*Volkswahl*) という契機が特殊な基準である⁽¹³⁾。

モムゼンは、政務官が人民選挙を通じて選出されたという事実は、すでにこれらの語義により示されているという。というのも、本来 *magister* という語が含意する「権力者 (*Mächtiger*)」とは命令権者を指すのではなく、「同等の権利を持つ同胞の間で、すなわち自由な選挙を通じて権力の座に就いた者」を意味するのであり、また「顕職」という語の根底にも同様の観点が存在するからである⁽¹⁴⁾。このことはさらに、その言語慣用においても証明される。第一に、政務官職および顕職という表現は、政治的あるいは擬似政治的共同体の統括者については用いられたが、共同体同胞による選挙制度をもたない政体の長、すなわち「王権によって組織された国家の統括者」である王には適用されなかった。第二に、政務官職は、人民投票を原理的に排除する聖職者団体や、統治機構による命令や輪番制を通じて市民が召集されることで構成される公的地位、例えば士官や兵士、陪審員等からは一線を画する存在であると考えられた。そして政務官職および顕職は、「公的役割の質的に規定されうる範疇」を意味する役職ではなく、時代を通じて一貫して同一の意味をもつわけではなかった⁽¹⁵⁾。

モムゼンによれば、政務官職という概念は、王政期ローマには全く見られない概念であり、また共和政ローマにおいては当初、政務官職は上級官吏(Oberbeamte)だけを指していた。というのも、人民による選挙を通じて選出されたのは、長らく、上級官吏であつたからである。実際に、語義の上では政務官と政務官職とは、上級官吏にのみ適用されうる概念であつた。しかし、帝政期ローマにおいてはすでに三〇五年頃には、人民投票は財務官職にまで拡張され、それとともに政務官集団が形成された。その後、政務官職という語の適用対象は拡大され、一部の低級の官職を含むその他多数の官職が「共同体により委託された官職」へと包摂され、政務官職へと編入された。⁽¹⁶⁾

市民と政務官の関係（二）…市民の共同体が主権者である

では、ローマ市民と政務官はどのような関係にあつたのだろうか。モムゼンによれば、古代ローマにおいては国家に関する事柄は全て「公共のもの(publicum)」であり、王ないし政務官は「国家的行為の担い手」に過ぎないものと見做された。そしてローマ国法にとり、国家とは王(rex)ではなく、人民(populus)を意味し、人民は「主権的市民(soværane Bûrgerschaft)」であるとされた。

「いつした根本的見解は、王政(Königstum)、共和政(Republik)、元首政(Principat)という偉大な三段階の政治的展開を通じて、一貫して確認される。理想的な共同体主権(Gemeindesouveränität)はローマ国家制度にとり生得的なものであり、失われることのないものである」⁽¹⁸⁾。王政、共和政、元首政という政体間の本質的相違は、市民と政務官の関係、市民と共同体代理人との関係にある。王政期には、共同体の主権的意志は「王と人民との一致した意志」として表現された。ここでは、王は統治能力を欠く市民に対して同等の権利を有するとされ、その地位は自己自身に基づくと考えられた。⁽¹⁹⁾

共和政においても、「共同体の意志」は「政務官と市民の共同行為 (Zusammenhandeln)」という形式で表現された。ただし、共和政における政務官はその職権を共同体から受け取るものと考えられ、この点が王権との相違であった。したがって政務官職の概念は「すべての政務官は、また唯一政務官は、市民から直接的に委任 (Mandat) を受け取る者である」という觀念の下に形成された。そして政務官職は市民による「委任」にその基礎をもつことから、「市民と政務官の間の対等な関係は、主人 (Herr) と従者 (Dienerschaft) の関係へと変化する⁽²⁰⁾」ことが帰結する。したがって、共同体の主権が上昇することで、共同体が意志行為を行う際に、政務官職の「共同行為」が廃棄されることはなかったが、政務官の権限に制限を設ける結果となった⁽²¹⁾。

その後、ローマが共和政から元首政に転換したときに、政務官と市民の関係もまた変化する。上述した通り、王政においては王と市民は同等の地位にあり、共和政においては政務官と市民は本来同権をもつとされたが、後に市民の優位が形成される。しかし元首政に移行した後には、反対に、政務官の優位が確立することになる。ここでは上級官吏としての政務官の意志こそが「共同体の意志の正しい表現」として把握されることとなったという。

市民と政務官の関係 (三) …市民は行為無能力であり、政務官の存在を前提とする

モムゼンによれば、ローマの国家概念の基礎は、通常一人格に属する「自然的行為能力」を「市民全体」へ、すなわち「人民」へと移行することにあつた。つまりローマ国家は、「市民全体へ、すなわち人民へのこの行為能力の理想的な移行」に基づいていた、と説明する。市民一人一人は一人格として、当然、「自然的行為能力」を有する。これに対して「市民全体」すなわち人民は、本来、この「自然的行為能力」をもたない⁽²²⁾。なぜならば、「行為能力や、意志し、その意志を表明し、また意志する者に立てられた力の限界の範囲内で意志を実現する能力は、当然、物理的な人格に固着するも

のである」からである。⁽²³⁾

では、どのようにして、本来「自然的行為能力」をもたない市民全体すなわち人民にこの能力を移行することが可能となるのだろうか。モムゼンは、個々の市民の意志を「全体の意志 (Gesamtwille)」の下に従属させることによって、これが可能となったのだと説明する。つまり、「全体の意志」の下に、人民を構成する物理的人格としての個々人の意志に従属させ、「全体の意志」に対する個人の自立性を廃棄することで、市民全体すなわち人民が行為能力をもつことができたという。モムゼンによるならば、これこそがローマ国制にとっての国家的共同体の基準であり、元老院等の他の団体から国家を区別する基準であった。

さらに、モムゼンは次のように論述を進める。この「全体の意志は、それ自体としては国法上の擬制 (Fiktion) である」。それゆえに「実際に、私法において行為能力をもたない被後見人にとって代理人が必要であるのと同様に、代理 (Vertretung) が要請される」。⁽²⁴⁾ こうして、「全体の意志」を代理する者、すなわち政務官が要請されたのである。

したがって、共同体において「法律的形式において集合した市民」は「民会 (comita, Zusammentretung)」と呼称され、政務官とともに国家行為に携わったが、民会が行為するためには必然的に政務官の存在が要請された。「法的規定を通じて、あるいはローマの法学的術語にしたがって、または擬制を通じて、一方では政務官によってその権限の範囲内において行われた事柄が、他方、政務官の権限が及ばないところでは、特定の形式で政務官と市民との間で交わされた取り決めが、国家の行為と見做された」。⁽²⁵⁾

市民と政務官の関係（四）…政務官が問いを提起し、市民は回答する

その上でモムゼンは、次のように論じる。「全体の意志」を代理する政務官の存在なしには、市民全体すなわち人民

は行為能力をもたないため、民会すなわち「市民の集会 (Bürgerversammlung) の意志能力と行為能力」は政務官に依存していた。⁽²⁶⁾「ローマ人の解釈によると、共同体の決定は一面的な行為としては不可能である。政務官職はただ一人、共同体を代理することができ、市民は政務官との協働においてのみ、あるいは、これは次のようにも表現されうるが、国家は政務官を通じてのみ意志し行為しうる。政務官はただ一人、権限をもつか、あるいは共同体の協働の下で権限をもつのである」〔傍点強調は引用者による〕。それゆえに「共同体の決定は、政務官職を前提とする」。

さらにモムゼンは、市民全体の決定は、具体的には、政務官の提起する問いに依存したと述べる。⁽²⁷⁾「あらゆる共同体の決定は、また同様に、あらゆる法的に有効な契約は、政務官が集合した市民に対して提起した問いと、市民の回答から構成される」。⁽²⁸⁾

その後、手続きと選挙に際しての市民と「政務官の協働」という側面は、「政務官の統率」へと変化していくが、政務官の行動はなおその本来の性格を失わなかった。「つまり市民全体にも個々の市民にもイニシアティブが全く欠如しているのである。市民には回答することのみが可能である。市民の側から政務官に対して、政務官がある問題を了承するか否かという問いを提示することはできない」〔傍点強調は引用者による〕。

こうした手続きにおいては、市民は事実上、「単純な是非か (Ja oder Nein)」を回答するか、あるいは特定の人物を指名する以上のことをなしえない。是非かを問う質問の形式ではなく、「市民が何 (Was) を望むかを問うことは法的には許容されるが、ただし例外的な場合においてのみ実現可能である」。⁽²⁹⁾

(三) シュミットの民主主義論に対するモムゼン『古代ローマ国法』の影響

モムゼンの古代ローマ国法研究がシュミットに与えた影響は、『人民投票と人民請願』において、次の四点に見出さ

れる。第一に、政務官ないしは政務官職にとつては人民投票が本質的基準であり、政務官はその職権を市民全体すなわち人民から受け取る。第二に、共和政においては市民と政務官は協働して行為する。ただし市民およびその共同体が主権者であり、政務官は市民により統治を委任されたがゆえに、市民に対して従属的地位にある。第三に、全体としての市民は行為能力も意志能力もたないため、共同の決定は政務官の存在を前提とし、第四に、政務官が提起した問いに対して、人民は是非かを回答することだけが可能である。以下では、モムゼンのローマ国法史研究がシュミットの民主主義論においてどのように継承され、現代民主主義の考察にどのような影響を与えたのかを検討する。

シュミットにおけるモムゼンの継承…人民と政務官の関係規定

先に確認したように、モムゼンは、共和政ローマにおいては全体としての市民は行為能力および意志能力をもたないため、共同体の代理として行為する権限をもつ政務官の存在が必然的に要請されたと論じた。「市民は共同体の代理人である政務官との協働においてのみ意志し行為しうる」、「それゆえ共同体の決定は、政務官職を前提とする」とするモムゼンの記述を受容し、シュミットは次のように述べる。「共和政ローマの国法にとつても、市民は政務官とともにのみ協働で行為することが可能であるという命題は妥当した」(VV35)。

さらにシュミットは、モムゼンから継承した、こうした人民と政務官の関係についての認識を独自に解釈し、次のように人民と政務官の関係を定式化する。「ここで人民という語に固有の意味は、統治機構 (Regierung) に対する対立に、また、あらゆる固定的な、政務官的 (magistratisch) な形式に対する対立のうちにある。人民が自ら統治 (regieren) すべきであるとする民主主義においても、人民という語のこうした意味は繰り返し、その効果を發揮するはずである。つまり人民とは、いかなる官庁的役割ももたず、統治しない者なのである。ここに、人民と政務官 (Magistrat) は相

互、対峙し合っており (einander gegenüberstehen)、人民は本質的には政務官 (magistratus) ではないという、ローマ国法における古代の古典的観念が未だに生きた力をもっていることが示されている」(VV:50f. 傍点強調は引用者による)。

このようにシュミットは、人民は行為能力と意志能力をもないがゆえに統治能力をもつ政務官の存在を必要とするというモムゼンの議論を踏まえて、人民は政務官の対立物であるとする議論を展開したのである。

人民の自己支配の不可能性

人民は自ら統治する能力をもたず、それゆえ人民の本質は政務官ではない——こうした受動的な存在としての人民理解は、「統治」についてのシュミットの次のような確信により根本的に規定されていたと言える。シュミットは「自治(自己行政 Selbstverwaltung)」と「自己統治 (Selbstregierung)」の相違を強調し、後者を「自己自身に対する支配」として理解することは欺瞞であると論じる。

「統治 (Regierung) とは、人間に対する人間の政治的支配を意味する。自己統治という概念は、政治においても、国法においても、自己自身に対する支配という道徳的概念と混同されてはならない」(VV:67)。「というのも、一人の人間が道徳的に、「自己自身を支配する」ことが可能であるとしても、二人あるいは複数の人間が「自己自身を支配する」ならば、事情は即座に変化するからである」。後者の場合、「自己自身を支配する」ことは「政治的支配を行使する」ことを意味する。したがって「自己自身に対する複数者の支配とは、一人によるその他の者の支配か、あるいは包括的な、より高次の第三者による支配を意味するのである」(Ebd.)。

政務官が問いを提起し、市民は回答する

シュミットはまた、政務官が問いを提起し、人民は是か非かで答えるというモムゼンの論述を受容する。「人民は問題を自ら定式化することもまたできないし、自ら問いを提起することもできない」(VV:57)。シュミットはこうした人民理解を独自に解釈し、その根本的原因を人民の多様性の中に見出す。

「もしも個々の市民が特定の人物を選出するだけではなく、事実的問題に対して態度を表明すべきであるならば、何千、何百万もの秘密個別投票から、そもそも結果を突き止めるためには、問題は最初に権威的 (authoritativ) に定式化されなければならぬ。こうした「問いの——引用者」定式化がすでに真の人民の意志 (Volkswille) を危険に曝し、誤謬へと導くことを意味するということ、誰が「問いを——引用者」定式化する権力をもち、結果に決定的な影響を及ぼすのかということとは、しばしば言及されてきた。ここでは、秘密個別投票の特性から容易に、直接民主主義の可能性の制約が生じてくるということが重要である。つまり、人民はただ是か非か (Ja oder Nein) を述べうるのであり、しかも個々の有権者に呈示された、正確に定式化された問いについてのみ是か非かを述べることができるのである。そうでなければ、個別投票の数百万もの回答から、全体の結果を読み取ることは全く不可能である」。(VV:55f.)

したがって「今日一般に行われている秘密投票手続きによりもたらされた限界」、「この手続きの本性に適合する不可避免的な限界」は「正確に定式化された、単純な問題に対する依存性のうちに存する」(VV:55) ことになる結論付ける。

「多数派がどのような定式化を望んでいるか」ということが秘密投票選挙を通じて初めて確定されるならば、そもそも人民が問題を定式化する能力やイニシアティヴをもつことは不可能である。「多数派は繰り返し、複数の呈示された定式化の中から一つを選び出すことができ、極端な場合には、問いが立てられるべきか否かという問いに対して是と答える。秘密個別投票において意志を表明する人民は、回答することはできるが、質問することはできないのである」

(VV:57)。

さらに「是か非かの明確さだけではなく、その理解可能性や加算可能性でさえ、「政務官が提起する——引用者」問いの正確さ (Präzision) にかかっている」。シュミットはドイツ国民を例にとり、次のように具体的に説明する。ドイツ人有権者に対して「平和を望むか否か」という問いを提示した場合、具体的な問題の決定を行うことをせずとも簡単に、ほぼ一致した多数の賛同を得られる。同様に「協調政策を承認するか」と問うた場合にも、圧倒的多数がこれに賛同するかもしれないが、これは結局、ある政党の党首に対して賛意を表明し「喝采」を送ることを意味するに過ぎないという可能性もある。これに対して、「特定の条約を締結すべきか否か」という形式で問いが定式化された場合には、おそらく結果は異なりうる、すなわち不賛成の回答が多数となりうる (VV:56)。このようにして「大抵の場合には数多くの問いの立て方が可能である」が、結局、「人民、すなわち秘密個別投票の際に明らかになる多数派は、常に是非かを述べるに過ぎない」(VV:57)。

以上に見たように、人民の政治的決定にとつては政務官の存在が不可欠であるということ、そして人民の政治的決定は政務官が定式化した問いに依存するという認識は、モムゼンのローマ国法史研究に負っていたのである。

現代民主主義に対する意義

シュミットは、こうしたローマ共和政における人民と政務官の対立図式は、近代民主主義の解明にとつても示唆に富むものであると論じる。人民と政務官との「対立 (Gegensatz)」は、当然、単純には近代民主主義の国法に適用されるはならないものである。しかしこの対置は、その根本的な正しさの点で今日においても未だに顧慮されるべきものであり、以下の論述でよりよい解明のためにしばしば引き合いに出されることになる」(VV:51)。さらに、人民の政治的決

定が政務官の提示した問いに依存する、という「この依存性は、近代民主主義においてはより強烈に際立つはずである」(VV:55) とう。

先に見た通り、シュミットはモムゼンの歴史研究を受容し、人民の行いう行為や政治的決定には政務官の存在が不可欠であると捉えていた。そして、政務官職を排除した国家組織が可能であるかという問いが「直接民主主義における究極の問い」であると述べ、これに否と答える。シュミットによれば、歴史的に見れば、政務官を排除しようとする試みは、人民自身が政務官となり、それゆえに人民としての属性を失うか、あるいは無国家を理想とするアナキズムを目指すという結果に至らざるを得なかった。実際に「政治生活を伴う国家」においては、人民に問いを提起する政務官の存在が必然的に要請されるのだと論じる。

こうしてモムゼンから継承された人民理解に基づいて、シュミットは民主主義の本質を上述した人民と政務官の関係に見出した。人民の決定は政務官の存在を前提とし、政務官の提示した問いに依存するという、人民と政務官の対立図式こそが、その後の民主主義論を根本的に規定するものであった。

第二節 民主主義論における喝采概念

(一) 民主主義論における喝采概念に対する評価の転換

前章で言及した通り、シュミットは議会主義論第二版序文において、議会主義論初版とは異なり、民主主義における「喝采」の意義を積極的に評価していた。これとほぼ同時期に構想されたと考えられる『人民投票と人民請願』では、次のように民主主義と喝采の関係が捉えられる。

「人民の眞の行為、能力、役割や、あらゆる人民的 (volkhaft) 表現の核心、ルソーもまた眞の民主主義として思い描いていた民主主義的な根源的現象は、喝采である。集合した多数者の賛同する叫びや拒否する叫びである。人民は一人の指導者 (Führer) に對して喝采する。人々の群衆 (ここでは人民と同一である) は、最高軍司令官あるいはインペラートル〔古代ローマの最高軍司令官——引用者〕に喝采する。人民同胞あるいはラント共同体の「觀衆 (Umstand)」は一つの提案に喝采する (その際に、本来、核心において指導者に喝采するのか、それとも提案の内容に喝采するのかという問いは未解決のままである。) 人民は歓声を上げるか打倒を叫び、歓呼するか不平を言う」(VV:51f.)。

このように、「民主主義的な根源的現象」(VL:51) として、シュミットは喝采概念を理解するのである。そして、「喝采についての学問的発見は、直接民主主義あるいは純粹民主主義の手續きを究明するための出発点である」(VL:53) として、喝采概念の学問的意義を認めるのである。

喝采概念を発見した功績ある人物として、シュミットは本書で、ボン大学における同僚の神学者エーリク・ペーターゾンの名を明記している。「根本的な、学問的意義の点でその特殊専門の枠を遥かに超えているエーリク・ペーターゾンの研究は、キリスト教一世紀に關して、喝采とその形式について論述した」(VL:52)。

民主主義における喝采の意義は、『憲法論』においても引き続き強調されており、その後もシュミットの喝采概念に對する理解に変更はなかった。しかし『憲法論』では、喝采概念に關する記述においてペーターゾンの名は記されていないため、⁽³⁰⁾『人民投票と人民請願』が注目されてはいなかった従来、喝采概念の起源がペーターゾンの神学研究にあることは殆ど知られていなかった。それゆえに、民主主義論における喝采概念がシュミットの独創であるのか、それとも他の思想家からの借用であるのかということは特定されないまま、喝采概念はシュミットの民主主義論を規定する重要な契機と見做されてきた。

H. ホフマンはその古典的研究において、シュミットが用いる喝采概念がペーターゾンの『ヘイス・テオス』に由来するものであることを端的に指摘していた。⁽³¹⁾しかしこの点はその後、詳しい論究の対象とはされず、両者の継承関係は未解明のままであった。したがってペーターゾンの研究に起源をもつ喝采概念がシュミットの民主主義論にとり、どのような意義を具体的にもつたのかということは等閑視されていた。そしてシュミット研究においては、ペーターゾンは、晩年のシュミットの著作である『政治神学Ⅱ』（一九七〇年）⁽³²⁾を論じる文脈において、政治神学をめぐる両者の論争の中で言及されるだけであった。

こうしたシュミット研究の状況に対して、近年ではペーターゾン研究の側から、喝采概念の継承をめぐる両者の関係が指摘されている。本節では、その第一人者であるB. ニヒトヴァイスによる研究を参照し、一九二〇年代におけるシュミットとペーターゾンの個人的関係とペーターゾンによる喝采概念研究の内容を確認する。その上で、ペーターゾンの喝采概念研究の受容を通じて、シュミットの民主主義論はどのように変容したのかを検討する。

（二）ボン大学時代のシュミットとペーターゾン

ペーターゾンの著書『ヘイス・テオス』（一つの神の意）は、正式名称を『一つの神、その碑銘研究的・形態史的・宗教史的研究』とする、一九二〇年にゲッティンゲン大学に提出された教授資格申請論文である。この論文全体が公開されるまでには六年の歳月を要し、一九二六年に『旧約聖書および新約聖書における宗教と文学についての研究』⁽³⁴⁾叢書の一冊としてゲッティンゲンの出版社 Vandenhoock & Reprecht から出版された。⁽³⁵⁾

ペーターゾン研究者であるB. ニヒトヴァイスによると、ペーターゾンがボン大学に招聘された一九二四年の秋学期に両者は初めて直接対面し、それ以来親しい交友関係を育んだ。シュミットは一九二二年にボン大学に赴任し、国法、

行政法、教会法、国際法の講座を担当していた。シュミットと個人的に知り合う以前、ペーターゾーンはすでにシュミットの「教会の可視性」(一九一七年)を読了し、感銘を受けていたという。ニヒトヴァイスによれば、神学研究である『ヘイス・テオス』において、敢えて古代の政治体制に論及したのは、シュミットとの「若い友情により駆り立てられた」帰結であつた。⁽³⁶⁾ というのも、ペーターゾンの教授資格申請論文には「礼拝の定式の「法学的基礎」に対する指摘」はそもそも存在せず、これは出版に至るまでの過程において加筆されたものであつた。ペーターゾーンは、こうした新たな発見について、シュミットに宛てた書簡の中で伝えている(一九二五年三月一七日)。⁽³⁷⁾

他方でシュミットの方は「直接的にペーターゾンの研究成果から有益性を引き出した」⁽³⁸⁾。シュミットが『ヘイス・テオス』公刊以前に、ペーターゾンの教授資格申請論文の内容を概ね知っていたであろうことは、そもそもシュミットが公刊以前に自身の論文の中で、その教授資格申請論文の内容に言及していることから推測される。さらにシュミットは、L. フォイヒトヴァンガーに宛てた書簡において次のように記している。「彼〔ペーターゾーン——引用者〕は今日僅かしか存在しない偉大な学者の一人です。[……] 二、三ヶ月後にはおそらく、ついに(ヘイス・テオスという定式についての)彼の学位論文が出版されるでしょう」(一九二六年五月十一日)。⁽³⁹⁾

(三) ペーターゾーン『ヘイス・テオス』における喝采概念

『ヘイス・テオス』は、「喝采というテーマにとつて「模範的な、今日まで欠かすことのできない基準的學術書」(20 MeBner)⁽⁴⁰⁾」として、今日においても評価されている。ここでは、ニヒトヴァイスの先行研究に従い、『ヘイス・テオス』執筆の経緯とその内容を概観する。

ペーターゾーンが『ヘイス・テオス』へと結集する研究に着手したのは、一九一六年末と推定され、一九二〇年初夏

に脱稿を迎えた。⁽⁴¹⁾ ペーターゾンの学位論文の目的は、元来、キリスト教的一神教の碑文を収集し、解釈することであつた。⁽⁴²⁾ これは教授資格申請論文の第一章に引き継がれるが、こうした碑文の研究のみによつては、一神教の定式（*Theos-Formel*）の起源と元来の意味を説明することはできなかった。そこでペーターゾンは、文献学研究と宗教史研究に着手する。

ニヒトヴァイスによれば、この著作はペーターゾンにとり「将来の計画のための播種用の耕地であり、ヘイス・テオス（一神教）と他の喝采の形式についてのさらなる証拠の純粋な収集の継続にのみ関するものではなかつた」。⁽⁴³⁾ それにとどまらず、「古代の喝采のもつ構造と位置価値についての認識は、むしろ後世における教会論と政治神学の中心的領域と発展の方向性を体系的に、より深く説明するための手掛かりとなつた」⁽⁴⁴⁾ という。

先に述べたように、この著作は一九二〇年に財政上の理由から一部が発表され、その後一九二六年に大幅な加筆の上、全体が公刊された。⁽⁴⁵⁾ しかし喝采についての定義は、一九二〇年版においてすでに示されていた。この論文の第三章「喝采としての一神教（*Heis Theos*）」において、ペーターゾンは「喝采とは何か」という問題を説明しようと試み、「喝采」を次のように定義する。

「喝采とは多数の群衆による歓呼であり、それは様々な機会に表明された。喝采は、皇帝や高級官吏が姿を現わした際に、彼らを賞賛するために表明された。しかしまた、決定を下すことや特定の要求を押し通すことが必要である場合には、集会や人だかりの中（特に劇場の中や裁判所）においても喝采は表明された。この歓呼は決してどうでもよいものとは見做されず、場合によっては法的意味をもつた。それゆえ歓呼が記録されるということは珍しいことではなかつた」。⁽⁴⁶⁾

すなわちペーターゾンによれば、喝采とは、端的に言うならば「多数の群衆による歓呼」である。こうした喝采につ

いて、本章冒頭でペーターゾンは『新約聖書』における使徒行録十九章を例にとり説明する。ここでは、エフェソの銀細工師がそこで布教活動を行っていたパウロに対して反感を抱き、引き起こした一連の騒動が物語られる。銀細工師デメテリオは、物神崇拜を否定するパウロの教説を攻撃し、パウロは彼らエフェソ人が崇拜する女神アルテミスとその神殿を侮辱していると演説した。こうしたデメテリオの発言は、群衆の怒りを誘って彼らを扇動することに成功し、群衆は劇場に突入する。第二十八節および第三十四節では群衆が「偉大なるかな、エフェソ人のアルテミス」と叫んだということが記されている。そして、劇場の中で群衆は、一斉に二時間あまり「偉大なるかな、エフェソ人のアルテミス」と叫び続けたと言う。⁽⁴⁷⁾

このようにペーターゾンは、喝采の典型的事例として新約聖書における使徒行録を挙げるが、喝采は元来、キリスト教に由来するものではないと論じる。その起源は、キリスト教以前の時代における東洋の諸国、特にセムないしはイランにあり、国王を賞賛しその統治の継続を願う歓呼として喝采の現象が見出されると言う。国王の戴冠に際して、ペルシアでは喝采が行われ、イスラエルにおいては「国王万歳 (Es lebe der König)」や「永遠に (für immerda)」と叫ばれたと言う。⁽⁴⁸⁾

さらにペーターゾンは、古代世界における碑文の解説を通じて、喝采の特徴を次のように記述した。第一に、「喝采を引き起こすもの」は、「奇跡 (Wunder)」であった。「自らの目で見た」奇跡は、「感嘆や驚嘆、信仰告白の叫び声 (Ausruf)」を引き起こす「もの」であった。⁽⁴⁹⁾ ペーターゾンは、福音書は喝采を引き起こす奇跡に対する感嘆の念を持たないという点で、福音書は「真の喝采」を持たないと言う。「福音書においては、奇跡に対する感嘆と並び、新たな教説 (Lehre) に対する感嘆が強く際立っている」。⁽⁵⁰⁾

第二に、喝采の本来の目的は「扇動 (Propaganda)」であった。すなわち、奇跡について語る説話 (Wundererzählung)

の中で、「喝采という定式」は「とりわけ扇動という目的に奉仕すべきもの」⁽⁵¹⁾であると考えられた。「喝采には布教という使命が割当てられていたということを見誤ってはならない」⁽⁵²⁾。

(四) シュミット民主主義論にとつての喝采概念の意義

ニヒトヴァイスは、「ペーターゾンの研究からシュミットが導きだした帰結」⁽³³⁾を次のように説明する。「シュミットはペーターゾンの研究から、「人民」と「喝采」は密接な関係にある力であるという帰結を導きだした」⁽³⁴⁾。すなわち『人民投票と人民請願』に見出される記述——「喝采はあらゆる政治社会における永続する現象である。人民のない国家はなく、喝采を欠く人民はない」——は、古代世界における群衆の喝采に関するペーターゾンの研究に由来することを指摘した。さらに、シュミットは「人民、喝采、公共性の相関関係」に対する認識をもペーターゾンの研究から得たと論じる。ニヒトヴァイスによれば、「人民、喝采、公共性の相関関係」は、ペーターゾンにより『ヘイス・テオス』以来論じられた「古代のエクレシア概念の構造」に対応するものである⁽³⁵⁾。

こうした理論的継承を経て、シュミットは、人民と喝采の関係を次のように説明する。「人民が未だ存在するところ、人民が観衆として競争路に実際に集合している場合であれ、政治生活の徴候を表している場合であれ、人民が存在するところではどこであれ、人民は喝采を通じてその意志を表明する。実際、そのような喝采を放棄しうるような国家制度は存在しないのである。絶対君主もまた、人垣を成して歓声を上げる彼の人民のうちの多数者を必要とする。喝采とは、あらゆる政治的共同体において永続する現象である〔傍点は引用者による〕」(VV:52)。

さらにシュミットは、喝采は心理的ないし精神的現象ではなく、「政治的な現象、国法学上の現象」であると論じる。「ヘネルによれば、法律は法共同体に参与する者の「承認 (Anerkennung)」に基づく。この承認もまた、常に、「人民

が承認するものが法律である」ということを認識し、あるいは表現したものである。ただし、「こうした解釈における誤謬は、あらゆる法的現象の基礎（私はJ. S. ミルのこの表現を意図的に用いているのであるが）を精神的諸現象（人民の法意識や時代の倫理観など）に見出す、という典型的に自由主義的な心理化である」。こうしてシュミットは、ヘネルの法律解釈における「心理化」を批判するものの、「人民が承認するものが法律である」とする見解については肯定的に捉える。シュミットによれば、「論じる価値があるものは、人民が喝采するものは全て法律である、という命題であろう。というのも、喝采は心理的現象ではなく、政治的な現象、国法上の現象であるからである。」（VV:70f. Ann. 62）。その上でシュミットは、喝采こそが「あらゆる人民にとって最も自然に適った、決して譲渡できない権利」（VV:75）であると述べる。

以上に見たようにシュミットは、ペーターゾンにより再発見された喝采概念の意義を認め、これを民主主義論に適用した。ただし、シュミットによる喝采概念の理解は一面的なものであり、彼によりペーターゾンの研究が不当に利用されたこと、すなわち悪用されたのだということを、ニヒトヴァイスは指摘する。ニヒトヴァイスによれば、ペーターゾン自身にとっての研究の目的は、「ヘレニズムの政治（*Polis*）構造のルネサンス」をもたらし、すなわち「今日の教会理解のために、ヘレニズムの政治構造を再発見し、成果を生み出す」ことであつた。しかしシュミットは、ペーターゾンにより「再発見された古代の民主主義の形式」としての喝采を、ペーターゾンとは異なり、「帝國的（*imperial*）」なものとして理解し、「ヴァイマル共和国の自由主義的、議会主義的民主主義に対抗して、論争的に」使用した。「シュミットにより宣伝された喝采民主主義は、独裁の可能性を完全に含むものである」⁽³⁶⁾が、シュミットが用いた喝采概念とペーターゾンの研究成果としての古代の喝采という概念ないし形式は、本質的に異なるものであつた。このようにしてニヒトヴァイスは、喝采を中心とした民主主義論の形成に際して、ペーターゾン自身にはいかなる責任もないことを強

調するのである。

第三節 民主主義論の変容——指導者と人民

（一）民主主義における指導者と人民

以上に見たようにシュミットは、人民は政務官の提示した問いに対して是か非かで回答する能力をしか持たない受動的的存在であるとする認識をモムゼンから、また喝采は民主的な政治的意志の表明手段として人民の「譲渡できない権利」であるとする認識をペーターゾンから得た。これらの理論的認識を独自に結合させ、シュミットは「指導者」ないしは指導者の提起する「提案の内容」に対する喝采こそが民主主義であると主張する。「人民は一人の指導者に対して喝采する。人々の群衆（ここでは人民と同一である）は、最高軍司令官あるいはインペラトル（古代ローマの最高軍司令官——引用者）に喝采する。人民同胞あるいはラント共同体の「観衆」は一つの提案に喝采する（その際に本来、核心において指導者に喝采するのかわ、ないしは提案の内容に喝采するのかわという問題は未だ解明されていない）。人民は歓声を上げるか打倒を叫び、歓呼するか不平を言う〔傍点強調は引用者による〕」（VV:51f）。

そして、民主主義における指導者と人民の関係を次のように説明する。

「民主主義的国法の法学的認識にとり、人民の意志表明についての憲法に適合した特定の手続きは、表明の内容を特定の可能性へと制限するということであることが判明する。直接的に現前する大衆（Masse）として喝采する人民は、いかなる提案についても意見を表明しうる。その際に、人民が学問的・技術的な専門家の役割を演じるなどという思い違いを誰も考えつくことはない。人民は一人の指導者を信任し（vertrauen）、指導者の連帯（Zusammengehörigkeit）

と統一性 (Einheit) の政治的意識から、その提案に同意する。人民は政治生活の基準となる担い手として、特殊に政治的なカテゴリーにおいて現れる。そして不撓不屈の政治的本能をもち、友と敵を区別することができる限り、人民の決定は常に正しい。これに対して、秘密投票手続きにおいては、普及した、典型的に自由主義的な誤謬は明白である。個々の有権者は事実的な個別的問題について、事実に・技術的判断を下さねばならず、したがってあらゆる可能な事柄について自立した判断を行うよう教育されなければならない。その結果、全市民は完璧な政治家や英雄的兵士となるだけではなく、普遍的専門家 (Universal-Sachverständiger) ともならなければならない。これは民主主義ではないであらうし、理想として論じる価値すらないものであるだろう。他方で、今日において、秘密投票手続きの観点から、何が人民の特殊な可能性であるかという問いが立てられる〔傍点強調は引用者による〕 (VV54)。

以上に見たように、シュミットは、民主主義においては「人民は一人の指導者に対して喝采する」、そして具体的には「人民は一人の指導者を信任し、指導者との連帯と統一性という政治的意識から、その提案に同意する」と理解していたのである。

(二)「人民の意志と同一化する」少数派による支配の可能性

民主主義とは指導者ないし指導者の提案に対する人民の喝采である、とする上述の認識と共に、決して組織されず、形式化されない、常に「直接性」のうちにある存在としての人民観が示される。シュミットによれば、決して組織されず、形式化されないという人民の特性から、「民主主義の直接性は、直接的であることをやめることなしには組織されない」。全ての権限をもち、意志表明を行う人民が、秘密個別投票の方法にしたがって余すところなく形式化されるとしたら、そうした人民は「人民としては消え失せ、自己自身に対する政務官となる。これは自己における矛盾である。

ここに直接あるいは純粹民主主義の自然な限界が存する」。というのも、「余すところなく形式化された人民」はそれが本来もつところの「力（Größe und Kraft）」を失っているからである。これは「あらゆる人民にとり最も自然に適い、決して譲渡できない権利すら、すなわち喝采すら」人民から取り去ってしまうことを意味する（VV:15）。ただしシュミットは、次のように付言し、人民が制定されたものを超越した力であり続けることを指摘する。「政治的社会的現実において、あらゆる人民は、政治的に実存する限り、その形式的権限が全て膨張しているとしても、本質的には常に、そのような個別投票を超越した力（Größe）として存立し続けるのである」。

そして、こうした人民の特性ゆえにこそ、少数派による支配が民主主義的に正当化されるのだとシュミットは指摘する。「数の点での少数派もまた人民として振る舞い、世論を支配しうる」（VV:16）可能性が生じる。こうした可能性は、少数派が「政治的に意志を喪失しているか、無関心な多数派に対して、真の政治的意志を有している」ときに生じうる。「まさに法的に組織されていない者が、少数派に対して、自らを直接的に人民であると称し、自らの意志を人民の意志と同一化する（identifizieren）ための優越性と政治的可能性を与えるのである」。歴史的経験に鑑みると、事後的に投票を行うことにより、少数派は「投票において多数派である、意志をもたない大衆」の票を獲得することに成功しうるが、この場合、投票は単なる「形式的儀礼（Formalität）」に過ぎない。「いつのとき人民とは、矛盾なく人民として振る舞い、したがって具体的には、すなわち政治的社会的現実において誰が人民として行動するかを決定する者」を意味する。つまり、そのような者であるならば、人民とは「いかなる複数者でもありうる」（Ebd.）。

したがってシュミットは、民主主義における人民の本質的特性から、矛盾なく人民として振る舞うことのできる者、すなわち「自らを直接的に人民であると称し、自らの意志を人民の意志と同一化する」者による支配の可能性が導出されるのだと論じる。そしてこうした支配は、彼らが自らの意志を人民の意志と同一化することに成功する限り、いかな

る複数者によるものであっても、少数派によるものであっても、民主主義的に正統化されうると指摘するのである。これは、人民の意志を究極的根拠とし、人民との同一化を支配の根拠とする、一九二二年の『独裁』以来論じられた主権独裁の論理である。本稿第四章において、シュミットの民主主義論は主権独裁の論理が適用されることで形成されたと論じたが、このことは『人民投票と人民請願』においても継承されていると言える。

- (1) Vel R. Meiring, *Carl Schmitt, Aufstieg und Fall*, München 2009, S.198.
- (2) 長野晃、「カール・シュミットの均衡理論：リベラリズムとデモクラシーの分離と結合」、『政治思想研究』第十五号、風行社、二〇一五年、二九三―二九八頁を参照。
- (3) シュミットの伝記を著したメーリングは、「直接民主主義における人民概念はローマ国法における「人民とMagistrat」の対立へと還元され、喝采概念についてエーリク・ペーターゾンの研究が引用された」ことに言及しているが (Meiring, aa.O., S.199)、次に述べるテオドア・モムゼンによるローマ国法研究からの継承関係やこれが民主主義論に与えた意義については十分に論じていない。
- (4) magister 語源でも Latin 語 magister は「magister populi」という成句で「独裁者 (Dictator) の称号」を意味する (Oxford Latin Dictionary, edited by P. G. W. Glare, second edition, volume II, M-Z, Oxford University Press, P. 1168)。
- (5) *Ausführliches Lateinisch-Deutsches Handwörterbuch*, Aus den Quellen zusammengetragen und mit besonderer Bezugnahme auf Synonymik und Antiquitäten unter Berücksichtigung der besten Hilfsmittel, ausgearbeitet von Karl Ernst Georges, 11. Auflage, Nachdruck der achten verbesserten und vermehrten Auflage von Heinrich Georges, Zweiter Band, Basel, 1962, S.762f.
- (6) *Duden. Das Herkunftswörterbuch. Etymologie der deutschen Sprache*, 4. neu bearbeitete Auflage, Herausgegeben von

- der Dudenredaktion, Auf der Grundlage der neuen antlichen Rechtschreibregeln, Duden Band 7, Mannheim, Leipzig, Wien, Zürich S.500.
- (7) *Onomasticon Philosophicum, Latinotextonicum et Teutonicolatinum*, ediderunt Ken Aso, Masao Kurosaki, Tanehisa Otabe, Shiro Yamauchi, Tokyo 1989, S.216.
- (8) Theodor Mommsen, *Römische Staatsrecht*, erster Band, unveränderter, photomechanischer Nachdruck der dritten Auflage, Basel 1952, S.7.
- (9) ローマ共和政の国家制度における政務官の種類とその特徴については、村上淳一、石井紫郎訳、J・ブライケン『ローマの共和政』山川出版社、一九八四年、七七頁以下を参照。
- (10) 本稿では、J・ブライケン『ローマの共和政』村上淳一・石井紫郎訳（山川出版社、一九八四年）に倣い、magistratus を「政務官」と訳すこととする。
- (11) Mommsen, aa.O., S.7.
- (12) Mommsen, aa.O., S.8.
- (13) Ebd.
- (14) Ebd.
- (15) Mommsen, aa.O., S.9.
- (16) Mommsen, aa.O., S.9f.
- (17) Theodor Mommsen, *Römisches Staatsrecht*, dritter Band, 1. Teil, unveränderter, photomechanischer Nachdruck der dritten Auflage, Basel 1952, S.300.
- (18) Ebd.
- (19) Ebd.
- (20) Mommsen, aa.O., S.301.
- (21) Mommsen, aa.O., S.302.
- (22) Mommsen, aa.O., S.302.

- (23) Theodor Mommsen, *Abriß des römischen Staatsrecht*, Leipzig 1893, S.81.
- (24) Ebd.
- (25) Mommsen, *Römisches Staatsrecht*, dritter Band, I Teil, S.302.
- (26) Mommsen, aa.O., S.303.
- (27) Mommsen, aa.O., S.303.
- (28) Ebd.
- (29) Mommsen, aa.O., S.304.
- (30) 『人民投票と人民請願』において直接民主主義を考察する中で引用された他の思想家、すなわち「世論」に関する記述に
 おいて言及されたヴァルター・リップマン（『幻の公衆』、一九二五年）やローレンス・ローウェル（『世論と人民政府』、
 一九二一年版）、また前節で検証したテオドア・モムゼン（『ローマ国法』）については、『憲法論』においても著者を明示
 しつつ論及されていることを考えるならば、これはシュミットにとり異例であると言える。
- (31) Haso Hofmann, *Legitimität gegen Legalität. Der Weg der politischen Philosophie*, Berlin 1992, S.150.
- (32) ペーターゼンは『政治的問題としての一神教』（一九三五年）において、政治神学はユダヤ教や三位一体説を否定する異
 教の土壌の上でのみ存在可能であり、キリスト教において政治神学は不可能であると主張し、「政治神学は一掃された」と
 してシュミットの政治神学を批判した。ペーターゼンの没後、シュミットは自らの政治神学に関する理論を擁護するため、
 すなわちペーターゼンに対する反批判を意図して『政治神学Ⅱ』を執筆する。こうした論争の経緯について、ペーターゼ
 ンの「神学とは何か」（一九二五年）、『政治的問題としての一神教』を参照し詳らかにした、佐野誠『ヴェーバーとナチズ
 ムの間』、一三三―一四三頁、参照。ただし、ここでは Heis Theos の内容や、喝采概念をめぐるペーターゼンからシュミッ
 トへの継承関係については触れられていない。
- (33) 財政上の理由から、差し当たり教授資格申請論文の一部が公表され、全体が出版に至るまでには時間がかかった。Vgl.
 Barbara Niehtweiß, *Erik Peterson. Neue Sicht auf Leben und Werk*, Freiburg, Basel, Wien 1994, S.282.
- (34) Erik Peterson, *Heis Theos : epigraphische, formgeschichtliche und religionsgeschichtliche Untersuchungen zur antiken
 "Ein-Gott"-Akklamation* (Nachdruck der Ausgabe von Erik Peterson 1926 mit Ergänzungen und Kommentaren von

Christoph Marksches, Henrik Hildebrandt, Barbara Nichtweiss u. a.), (Hrsg.) Christoph Marksches, *Ausgewählte Schriften*, Bd. 8, Würzburg 2012.

- (35) Vgl. Nichtweiss, *Erik Peterson. Neue Sicht auf Leben und Werk*, S.282. Vgl. B. Nichtweiss, „„AKKLAMATION“: Zur Entstehung und Bedeutung von „Heis Theos“, in: *Erik Peterson Ausgewählte Schriften*, Bd. 8, S.613 f.
- (36) Nichtweiss, „Akklamation“. Zur Entstehung und Bedeutung von „Heis Theos“, S.626.
- (37) Nichtweiss, *Erik Peterson. Neue Sicht auf Leben und Werk*, S.283.
- (38) Nichtweiss, „Akklamation“. Zur Entstehung und Bedeutung von „Heis Theos“, S.626.
- (39) Nichtweiss, aa.O., S.626. Anm. 62.
- (40) Nichtweiss, aa.O., S.609.
- (41) Nichtweiss, *Erik Peterson. Neue Sicht auf Leben und Werk*, S.278.
- (42) Nichtweiss, aa.O., S.283.
- (43) Nichtweiss, „Akklamation“. Zur Entstehung und Bedeutung von „Heis Theos“, S.619.
- (44) Ebd.
- (45) Vgl. Nichtweiss, *Erik Peterson. Neue Sicht auf Leben und Werk*, S.282. Vgl. Nichtweiss, „„Akklamation“: Zur Entstehung und Bedeutung von „Heis Theos“, S.613 f.
- (46) Erik Peterson, *Heis Theos*, S.141. (フ)は「投票制度に代替するものとして喝采を位置付けている。」「状況によつては、各人が投票するところとは、あまりにも時間をとるものであった。そこで、まさにそのために喝采が登場したのであり、それとともに我々のものでは馴染み深い、票の集計の代替物となったのである」。
- (47) 『新約聖書』フランシスコ会聖書研究会訳、星共社、一九八〇年、四七六―四七七頁。
- (48) Peterson, aa.O., S.142.
- (49) Peterson, aa.O., S.213.
- (50) Ebd.
- (51) Ebd.

- (52) Ebd.
- (53) Vgl. Nichtweiß, „Akklamation“, Zur Entstehung und Bedeutung von „Heis Theos“, S. 626f.
- (54) Ebd.
- (55) Nichtweiß, aa.O., S.627.
- (56) Nichtweiß, aa.O., S.628.